

東北大学

目 次

I	認証評価結果	2-(4)-3
II	基準ごとの評価	2-(4)-4
	基準1 大学の目的	2-(4)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(4)-7
	基準3 教員及び教育支援者	2-(4)-11
	基準4 学生の受入	2-(4)-16
	基準5 教育内容及び方法	2-(4)-20
	基準6 教育の成果	2-(4)-33
	基準7 学生支援等	2-(4)-36
	基準8 施設・設備	2-(4)-40
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(4)-43
	基準10 財務	2-(4)-47
	基準11 管理運営	2-(4)-49
<参 考>		2-(4)-53
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(4)-55
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(4)-56
iii	自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(4)-58
iv	自己評価書等	2-(4)-64
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(4)-65

I 認証評価結果

東北大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 全学教育では、学生による授業評価の結果を踏まえ、担当教員から「授業実践記録」の提出を求め、それぞれの授業の改善を図っている。
- 適切なAO入試を実施し、高い実績を上げている。
- 教育活動等の改革に対する積極的な取組が、文部科学省の各種大学教育改革プログラムにおいて、特色GP 4件、医療人GP 1件、大学教育の国際化推進プログラム3件、「魅力ある大学院教育」イニシアティブ4件、法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム2件、法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム2件の採択につながっている。また、平成19年度においても採択された取組がある。
- 当該大学の教育に対して、学生・卒業生の満足度が高い。
- 学生相談所は、理学研究科と工学研究科の大学院生（TA修学アドバイザー）による学習支援を積極的に行っている。
- 自然環境に配慮した「環境調和型キャンパス」を実現し、さらに青葉山新キャンパス整備計画を進めている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 女性教員の採用に努め、実績を挙げつつあるが、「男女共同参画推進のための東北大学宣言」の実現に向けて一層の努力が期待される。
- 卒業生対象のアンケート調査を継続実施して、さらに教育活動の改善に結び付けてゆくことが望まれる。

Ⅱ 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

大学の目的は、東北大学の使命（Mission Statement）において「建学以来の伝統である『研究第一』と『門戸開放』の理念を掲げ、世界最高水準の研究・教育を創造する。また、研究の成果を社会が直面する諸問題の解決に役立て、指導的人材を育成することによって、平和で公正な人類社会の実現に貢献する。」と明示している。

また、東北大学が目指す大学の姿（Towards Tohoku University 2016）において「世界最高水準の総合研究拠点の確立」、「社会の発展と新たな知の創造を担う指導的人材の養成」、「世界と地域への貢献」及び「世界最高水準の研究・教育拠点にふさわしい文化・環境・経営体制の整備」を掲げ、養成しようとする人材像、使命及び基本方針を中期目標に明示している。

当該大学は、「研究第一」・「門戸開放」の理念の下、「実学尊重」の精神に基づき、世界最高水準の研究・教育を創造し、研究成果を社会が直面する問題解決に用い、指導的人材を育成し、世界に開かれた大学として平和で公正な社会の実現を目指している。

各学部・研究科等においても、東北大学の使命を踏まえ、教育研究の方針及び養成しようとする人材像を明確にしている。

これらのことから、大学が目的とするところは明確に定められていると判断する。

- 1-1-② 目的が、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学の目的は、東北大学の使命、東北大学が目指す大学の姿、中期目標の前文における基本的な目標や教育に関する目標に定められており、これらは、学校教育法第 52 条に沿った内容となっている。

これらのことから、目的が学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

- 1-1-③ 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院の目的は、大学院通則第 1 条に「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、ひろく文化の発展に寄与することを目的とする。」と定められている。

また、課程ごとの目的については、大学院通則第3条の4において「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。」（修士課程、博士前期課程）、大学院通則第3条の5において「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」（博士後期課程、博士課程）、大学院通則第3条の6において「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。」（専門職学位課程）と定められている。

さらに、各研究科・教育部においても、教育研究の方針や養成しようとする人材像が定められている。これらは、学校教育法第65条に沿った内容となっている。

これらのことから、大学院の目的が学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的は、和文・英文の大学概要等に掲載されており、教職員に配布されている。また、大学として実施している新任教員研修や高等教育開発推進センターが実施している職員研修において、この資料が活用されている。

このほか、学生には、各学部・研究科等の目的が記載された学生便覧及びシラバスが配布されており、また、新入生オリエンテーションの場などを通じて各学部・研究科等の目的が組織的に周知されている。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

大学の目的は、多様な媒体及び手段、複数の外国語を用いて、広く国内外に公表されている。

例えば、東北大学の使命が掲載されている Annual Review 2006 は、国内の大学・学術関係機関及び1・2年次の保護者に配布されている。さらに、国際的な周知を図るため、その英語版が作成され、94の学術協定校（24カ国）及び241の部局間交流協定機関（42カ国）に配布されている。

また、東北大学の使命及び東北大学が目指す姿が掲載されている大学概要は、和文・英文の2種類が作成され、国内外の大学及び学術関係機関に配布されており、ウェブサイトにも公開されている。なお、英語圏以外の地域にも周知できるよう、大学概要の中国語・フランス語版もウェブサイトに公開されている。

さらに、世界の大学のグローバル化と国際的競争に対処するため、「東北大学国際交流戦略の基本指針」がウェブサイトに公開されている。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「研究第一」・「門戸開放」の理念の下に、明確な目標をもって、多様な努力をしている。

東北大学

(注)

評価の観点等に用いている学校教育法の条項については、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 96 号、施行日：平成 19 年 12 月 26 日）」施行に伴い、学校教育法第 52 条は第 83 条に、同法第 65 条は第 99 条になった。

しかしながら、本評価結果においては、大学の自己評価書の提出日が「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行日以前であり、また自己評価書と評価結果の整合性を図るため、改正前の条項を用いている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- | |
|--|
| 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。 |
|--|

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- | |
|---|
| 2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。 |
|---|

人文社会科学から自然科学までの幅広い専門分野の教育研究をカバーする学部・学科を持ち、各学部が掲げる教育研究目的は、いずれも東北大学の使命に対応しており、全体が融合して学士課程における教育研究の目的を達成する構成となっている。

なお、学部及びその学科の構成は、次のとおりである。

- ・ 文学部：人文社会学科
- ・ 教育学部：教育科学科
- ・ 法学部：法学科
- ・ 経済学部：経済学科、経営学科
- ・ 理学部：数学科、物理学科、宇宙地球物理学科、化学科、地圏環境科学科、地球物質科学科、生物学科
- ・ 医学部：医学科、保健学科
- ・ 歯学部：歯学科
- ・ 薬学部：薬学科、創薬科学科
- ・ 工学部：機械知能・航空工学科、情報知能システム総合学科、化学・バイオ工学科、材料科学総合学科、建築・社会環境工学科
- ・ 農学部：生物生産科学科、応用生物化学科

これらのことから、学部及びその学科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- | |
|--------------------------------|
| 2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。 |
|--------------------------------|

理事又は副学長を委員長とし、各学部・研究科等における学部教育の実質的責任者である教務委員長を構成員とする学務審議会が、全学教育（教養教育）の実施及び改善検討について責任を負い、実施組織として、学務審議会の下に、教務委員会、全学教育科目委員会及び評価改善委員会等が置かれている。さらに高等教育開発推進センターを中心として、具体的に全学教育を大学全体で支援する体制をとっている。

現在の全学教育は、『全学教育改革検討委員会報告』（平成 12 年 4 月評議会承認）、『理科実験に関する検討委員会報告』（平成 13 年 2 月評議会承認）及び『新カリキュラム点検・改善に関する報告』（平成 17 年 1 月学務審議会承認）に基づき実施されている。

全学教育科目の授業の担当については、全学の教員が担当するという原則に基づき、各学部・研究科等の教員数に応じた分担体制をとっている。

全学教育の教育課程の編成については、学務審議会の教務委員会や全学教育科目委員会、及び各学部・研究科等の教務委員会が原案を作成し、学務審議会が審議・承認している。

全学教育の改善については、評価改善委員会が全学教育の授業の改善・調整のための評価・検討を行っており、学務審議会や部局評価において各学部・研究科等の全学教育への寄与がチェックされている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学大学院は、世界水準の研究を理解し、これに創造的知見を加えて新たな展開を遂行できる創造力豊かな研究者並びに高度な専門的知識を持つ高度専門職業人を養成することを教育目的とし、人文社会科学から自然科学までの先端的分野を含む幅広い専門分野をカバーする研究科・教育部及び専攻から構成され、各研究科・教育部は、東北大学の使命に対応した教育研究目的を掲げ、全体が融合して大学院課程における教育研究の目的を達成しようとしている。

なお、大学院の研究科・教育部及び専攻の構成は、次のとおりとなっている。

- ・ 文学研究科：文化科学専攻、言語科学専攻、歴史科学専攻、人間科学専攻
- ・ 教育学研究科：総合教育科学専攻
- ・ 法学研究科：総合法制専攻、公共法政策専攻、法政理論研究専攻
- ・ 経済学研究科：経済経営学専攻、会計専門職専攻
- ・ 理学研究科：数学専攻、物理学専攻、天文学専攻、地球物理学専攻、化学専攻、地学専攻
- ・ 医学系研究科：医科学専攻、障害科学専攻
- ・ 歯学研究科：歯科学専攻
- ・ 薬学研究科：創薬化学専攻、医療薬科学専攻、生命薬学専攻
- ・ 工学研究科：機械システムデザイン工学専攻、ナノメカニクス専攻、航空宇宙工学専攻、量子エネルギー工学専攻、電気・通信工学専攻、電子工学専攻、応用物理学専攻、応用化学専攻、化学工学専攻、バイオ工学専攻、金属フロンティア工学専攻、知能デバイス材料科学専攻、材料システム工学専攻、土木工学専攻、都市・建築学専攻、技術社会システム専攻、バイオリボティクス専攻
- ・ 農学研究科：資源生物科学専攻、応用生命科学専攻、生物産業創成科学専攻
- ・ 国際文化研究科：国際地域文化論専攻、国際文化交流論専攻、国際文化言語論専攻
- ・ 情報科学研究科：情報基礎科学専攻、システム情報科学専攻、人間社会情報科学専攻、応用情報科学専攻
- ・ 生命科学研究科：分子生命科学専攻、生命機能科学専攻、生態システム生命科学専攻
- ・ 環境科学研究科：環境科学専攻
- ・ 教育情報学教育部：教育情報学専攻

これらのことから、研究科・教育部及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、さまざまな目的と機能を有する次のセンター等（学内共同教育研究施設等）を有しており、各センター等は、それぞれの規程において明確に定められた目的に基づき、大学の目的である「研究センター大学」、「世界と地域に開かれた大学」及び「指導的人材の育成」に貢献するため、それぞれの特性に応じた教育研究活動を行っている。

- ・ 東北アジア研究センター：東北アジア地域に関する地域研究を学際的及び総合的に行う。
- ・ 高等教育開発推進センター：高等教育等に関する研究開発、企画及び支援を行うとともに、併せて教育内容及び教育方法の高度化を推進する。
- ・ 学術資源研究公開センター：学術資料の収集及び保管、植物園に生息する生物資源の保全、学術資料及び生物資源に関する研究を行い、もって学内の教育研究に資するとともに、広く一般に公開して社会教育の振興に寄与する。
- ・ 国際高等研究教育機構：学術領域の融合による新融合分野の研究成果を基盤とした教育に関する研究開発等を行うことにより、新たな総合的知を創造し、かつ国際的に通用する若手研究者の養成を推進する。
- ・ サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター：サイクロトロン設備を多目的利用に供し、ラジオアイソトープの取扱設備を共用させるとともに、放射線の安全管理に係る全学的業務を行い、併せて関連分野の研究開発を行う。
- ・ 未来科学技術共同研究センター：社会の要請に応える新しい技術・製品の実用化並びに新しい産業の創出を社会へ提案することを目指し、産業界等との共同研究の推進を図り、先端的かつ独創的な開発研究を行う。
- ・ 学際科学国際高等研究センター：部局間の連携により、未踏学際領域を開拓し、国際化を進めて先端学術分野の創生を目指した研究を行う。
- ・ 研究教育基盤技術センター：研究教育の推進に資する大型研究設備を設置し、管理運営することにより、教員等の共同利用に供するとともに、低温寒剤の安定供給や低温技術の指導を行う。
- ・ 情報シナジー機構：研究、教育等に係る情報化を推進するための実践的調査研究、基盤となる設備等の整備及び提供その他専門的業務を行う。

これらのことから、全学的なセンター等の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

各学部・研究科等に設置された教授会は、東北大学教授会通則及び各学部・研究科等の教授会内規に基づいて、定期的に開催されており、各学部・研究科等の教育活動に係る重要事項を審議するために必要な活動を行っている。

教育課程の編成をはじめとする教育に係る重要事項の審議については、教授会の付託を受けて教務委員会等が案を作成し、必要に応じて運営会議、専攻長会議等の審議・承認を経て、最終的に教授会が審議・承認している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

全学的な教育課程や教育内容を検討する組織として学務審議会が設置され、全学教育科目及び大学全体の教育課程や教育方法に関する点検と検討を行っており、全学教育科目の編成、履修相談体制の整備なども担当している。

各学部・研究科等に設置された教務委員会等は、各学部・研究科等における教育課程や教育内容の具体的な検討を行うための組織として、審議及び検討を行っている。

このように、全学教育の教務組織と各学部の教務組織が明確な役割分担の下に、有機的に連携している。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 全学教育の教務組織と各学部の教務組織が明確な役割分担の下に、有機的に連携している。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

当該大学は、研究者が最先端の研究に従事しつつ、その成果を教育に活かすという教育の基本方針を有しており、中期目標には「教員組織の充実に関する基本方針」が次のとおり定められ、また、それを達成するための措置が中期計画に明記されている。

- ・ 第一線の研究を担う研究者が学生を直接指導することにより、研究中心大学にふさわしい質の高い高等教育を行う。
- ・ 学部・研究科は、総合的な知の拠点として研究所等の連携協力を得て、人間・社会、自然について、人類の発展に必要な広範な学問分野の教育を行う。
- ・ 世界に開かれた大学として、外国人の教員任用を含め教員採用の多様性と開放性の確保に努める。
- ・ 男女共同参画社会形成のため、大学が担うべき使命を果たす教育体制、男女共同参画支援体制の充実を図る。

これらの基本方針に基づいて各学部・研究科等では、運営会議等によって教員組織を編制している。

教員組織は、研究科・教育部における講座制を基本として編制されており、学部においては、学科目制がとられている。

平成19年4月から施行された学校教育法等の改正に対しては、平成19年度からは新しい教員組織編制に移行している。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

当該大学の教育課程は、全学教育・専門教育で構成される学士課程、及び専門職学位課程を含む大学院課程から成り、学生に対する教育・研究指導は、各学部・研究科等所属の教員を中心に、附置研究所等の教員を含めた全学的な体制で行われている。

大学全体の教員数は、教授820人、准教授638人、講師150人、助教984人、助手68人が確保されており、各学部・研究科等では、附置研究所等とも連携し、それぞれの教育研究目的に即して、各職位の専任教員を的確に確保している。

なお、教育の一部（連携大学院、客員教員等による研究指導を含む。）は、教育内容をより豊かで高度

なものとすることを目的で非常勤講師が担当している。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

当該学士課程における専任教員数は、次のとおりとなっている。

- ・ 文学部：95 人（うち教授 47 人）
- ・ 教育学部：32 人（うち教授 19 人）
- ・ 法学部：56 人（うち教授 27 人）
- ・ 経済学部：47 人（うち教授 30 人）
- ・ 理学部：279 人（うち教授 99 人）
- ・ 医学部：255 人（うち教授 91 人）
- ・ 歯学部：132 人（うち教授 22 人）
- ・ 薬学部：57 人（うち教授 17 人、実務家教員 3 人）
- ・ 工学部：390 人（うち教授 143 人）
- ・ 農学部：101 人（うち教授 38 人）

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

当該大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりとなっている。

〔修士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 144 人（うち教授 89 人）、研究指導補助教員 95 人
- ・ 歯学系研究科：研究指導教員 34 人（うち教授 23 人）、研究指導補助教員 99 人

〔博士前期課程〕

- ・ 文学研究科：研究指導教員 77 人（うち教授 50 人）、研究指導補助教員 24 人
- ・ 教育学研究科：研究指導教員 29 人（うち教授 19 人）、研究指導補助教員 3 人
- ・ 法学研究科：研究指導教員 14 人（うち教授 6 人）、研究指導補助教員 6 人
- ・ 経済学研究科：研究指導教員 45 人（うち教授 30 人）、研究指導補助教員 2 人
- ・ 理学研究科：研究指導教員 203 人（うち教授 110 人）、研究指導補助教員 130 人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員 13 人（うち教授 7 人）、研究指導補助教員 4 人
- ・ 薬学研究科：研究指導教員 32 人（うち教授 17 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 工学研究科：研究指導教員 353 人（うち教授 199 人）、研究指導補助教員 211 人
- ・ 農学研究科：研究指導教員 54 人（うち教授 38 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 国際文化研究科：研究指導教員 61 人（うち教授 32 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 情報科学研究科：研究指導教員 63 人（うち教授 36 人）、研究指導補助教員 29 人
- ・ 生命科学研究科：研究指導教員 58 人（うち教授 33 人）、研究指導補助教員 37 人
- ・ 環境科学研究科：研究指導教員 67 人（うち教授 43 人）、研究指導補助教員 41 人
- ・ 教育情報学教育部：研究指導教員 7 人（うち教授 3 人）、研究指導補助教員 3 人

〔博士後期課程〕

- ・ 文学研究科：研究指導教員 77 人（うち教授 50 人）、研究指導補助教員 24 人

- ・ 教育学研究科：研究指導教員 29 人（うち教授 19 人）、研究指導補助教員 3 人
- ・ 法学研究科：研究指導教員 14 人（うち教授 6 人）、研究指導補助教員 6 人
- ・ 経済学研究科：研究指導教員 45 人（うち教授 30 人）、研究指導補助教員 2 人
- ・ 理学研究科：研究指導教員 203 人（うち教授 110 人）、研究指導補助教員 130 人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員 13 人（うち教授 7 人）、研究指導補助教員 4 人
- ・ 薬学研究科：研究指導教員 32 人（うち教授 17 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 工学研究科：研究指導教員 353 人（うち教授 199 人）、研究指導補助教員 211 人
- ・ 農学研究科：研究指導教員 54 人（うち教授 38 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 国際文化研究科：研究指導教員 61 人（うち教授 32 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 情報科学研究科：研究指導教員 63 人（うち教授 36 人）、研究指導補助教員 29 人
- ・ 生命科学研究科：研究指導教員 58 人（うち教授 33 人）、研究指導補助教員 37 人
- ・ 環境科学研究科：研究指導教員 67 人（うち教授 43 人）、研究指導補助教員 41 人
- ・ 教育情報学教育部：研究指導教員 7 人（うち教授 3 人）、研究指導補助教員 3 人

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 144 人（うち教授 89 人）、研究指導補助教員 95 人
- ・ 歯学系研究科：研究指導教員 34 人（うち教授 23 人）、研究指導補助教員 99 人

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-⑤ 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

当該専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりとなっている。

- ・ 法学研究科：44 人（うち教授 29 人、実務家教員 13 人）
- ・ 経済学研究科：19 人（うち教授 11 人、実務家教員 8 人）

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-⑥ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

任期制及び公募制は、ほぼすべての学部・研究科等で実施されており、各職位の教員年齢のバランスが適切に保たれている。

女性教員の比率は、全学平均で 8.2%とやや少ないが、男女共同参画委員会の下、「男女共同参画推進のための東北大学宣言」を指針として、男女共同参画奨励賞（沢柳賞）の授与やシンポジウム開催などの活動を全学的体制で実施している。また、科学技術振興調整費の支援を受けて女性研究者育成支援推進室を設置し、育児・介護支援プログラム、環境整備プログラム及び次世代支援プログラムの 3 つを柱とした「杜の都女性科学者ハードリング支援事業」に取り組むなど、女性教員の採用に努め、実績を挙げつつあるが、「男女共同参画推進のための東北大学宣言」の実現に向けて一層の努力が期待される。外国人教員や実務経験者の任用も適切に行われている。

また、教員組織の活動の活性化のために、総長教育賞、全学教育貢献賞等とともに、全学部・研究科等において各種の教員表彰制度、運営費交付金の傾斜配分及び部局長裁量経費による優秀教員への支援等が実施されており、さらに一部の学部・研究科等では、サバティカル支援のための施策がとられている。

平成 18 年度科学技術振興調整費「若手研究者の自立的な研究環境整備の促進」に採択された「先進融合

領域フロンティアプログラム」により、テニュアトラックプログラムを推進し、若手研究者の育成に取り組んでいる。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

全学的な教員選考基準として「国立大学法人東北大学教員選考基準」が定められ、各研究科等においても、それぞれの特性に応じて教員の採用・昇任基準が内規等に定められており、人事選考委員会等の審議を経た後、教授会等の議決を受け、教員の採用・昇任が実施されている。

教員採用時の教育研究上の指導能力の評価は、採用時の提出書類の経歴、実績欄への記述等により考慮され、教員昇任時の教育研究上の指導能力の評価は、学生による授業評価や研究指導の実績等により考慮されている。

具体的には、選考基準の内規において「教育上の能力を有し学生の教育について十分な経験と識見を持つと認められる者、博士の学位を有し研究上の業績を有する者、当該学問分野において継続的に重要な貢献をしていると認められる者」等の記述があり、候補者の教育研究の実績を評価するとともに、面接や提出された教育と研究に対する今後の抱負を述べた書類等を参考に、人物評価を重視して選考を行っている。学部・研究科等によっては、より確実な教育研究能力の評価と人物評価を行えるようプレゼンテーションを重視している。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

学生による授業アンケート及び教育環境アンケートの分析が学務審議会や学部・研究科等の評価分析室等において全学的に行われており、これらのアンケートによる統計分析結果と指摘事項については、対応すべき責任者、教務委員会及び教員に配布され、対応策を立てるように求められているなど、学生による授業評価アンケート等が授業改善に結び付けられている。

具体的には、全学教育については、学生による授業評価の結果を踏まえ、担当教員から「授業実践記録」の提出を求め、それぞれの授業の改善を図っている。また、一部の学部・研究科等では、授業評価結果の優秀な教員を「授業の工夫に関する教員研修」の講師に指名するなど、より積極的な取組を行っている。

このほか、教員の教育活動に関する評価として、全学的には、当該大学の教育理念に基づき誠意と熱意を持って職務に取り組み、優れた教育成果を挙げた者を表彰する総長教育賞等、各学部・研究科等では、サバティカル制度や部局長表彰制度等が実施されている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

すべての学部・研究科等において、主要授業科目は当該研究分野、もしくは近隣領域を研究分野とする

教員が担当している。

また、各研究科・教育部では、学生便覧等に授業担当教員の研究内容・成果を示すことによって、学生が授業担当教員の研究内容・成果と授業内容との整合性の把握・検証ができるようになっている。

これらのことから、教育内容等と密接に関連した研究活動が行なわれていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を展開するのに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

多くの学部・研究科等の事務部門には、庶務、教務、会計の3部門が置かれている。これに加えて、学部・研究科等の状況に応じて国際交流推進室、安全衛生管理室、就職情報室、キャンパスライフ支援室等が設置されている。理科系の学部・研究科等には、機器製作・管理等の教育支援者として技術職員が配置され、理学研究科や工学研究科では、学生への実習指導も行われている。附属図書館本館、分館及び各研究科には、図書館職員が配置され、資料提供、情報検索等の教育支援が行われている。

TAについては、教育補助、留学生支援及びネットワーク支援等、学部・研究科等の事情に応じて相応に配置されている。平成18年度のTAの配置状況は、計2,041人となっている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 全学教育では、学生による授業評価の結果を踏まえ、担当教員から「授業実践記録」の提出を求め、それぞれの授業の改善を図っている。

【更なる向上が期待される点】

- 女性教員の採用に努め、実績を挙げつつあるが、「男女共同参画推進のための東北大学宣言」の実現に向けて一層の努力が期待される。

基準 4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準 4 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

当該大学の求める学生像は、大学の目的に沿って、入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）の「東北大学が志願者に求める学生像」において、次のとおり定められ、入学者選抜要項等に掲載されている。

東北大学の理念に共感し、

- ・ 21 世紀の人間社会の課題に研究者として優れた知的貢献をしようとする学生
- ・ 豊かな学識とリーダーシップを備える高度な職業人として社会に寄与しようとする学生

また、各学部のアドミッション・ポリシーは、各学部の教授会の議を経て、東北大学入学試験審議会が決定しており、大学の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が定められている。

これらは、入学者選抜要項、大学案内及びウェブサイトに記載されるとともに、高等学校、入学志願者、文部科学省、海外事務所、教員及び事務局各課に配布されており、さらに、オープンキャンパス、高等学校訪問、高等学校関係者との懇談会及び進学説明会などにおいても説明され、周知を図っている。

大学院のアドミッション・ポリシーについては、各研究科・教育部が明文化し、学生募集要項等に掲載し、学内外での入試説明会において配布しているとともに、ウェブサイト公表している。

法科大学院や会計大学院等の専門職大学院も、それぞれアドミッション・ポリシーを作成している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

各学部では、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生を受け入れるために、学部ごとに多様な入試方法を採用している。すなわち、一般選抜入学試験（前期日程・後期日程）、アドミッションズ・オフィス入学試験（AO入試）のⅠ期（社会人対象）・Ⅱ期（センター試験受験前）・Ⅲ期（センター試験利用）・Ⅳ期（外国の教育課程修了者対象）及び特別選抜入学試験（推薦入学、私費外国人留学生、帰国子女）が実施され、学力試験による選抜に加え、推薦書、調査書、小論文及び面接による選抜が行われている。

各研究科等の入学試験では、アドミッション・ポリシーに沿った学生を選抜するため、一般選抜に加えて、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜などを実施しており、秋期入学も行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

留学生、社会人及び編入学生の受入については、大学全体の入学者選抜方針及び各学部・研究科等のアドミッション・ポリシーに基づいて、一般選抜入学試験とは別に、入学志願者の特徴や多様な経験を考慮し、適切な選抜方式により実施している。

学部入試では、一般選抜入学試験とは別に、私費外国人留学生特別選抜、AO入試Ⅰ期（社会人対象）、AO入試Ⅳ期（外国の教育課程修了者対象）及び編入学試験が実施されている。

大学院入試では、各研究科等において、一般選抜入学試験とは別に、外国人留学生特別選抜及び社会人特別選抜が実施されている。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学部学生の入学者選抜を実施するために、学部長・研究科長等を構成員とする入学試験審議会が設置され、その下に入試企画・広報委員会、入試実施委員会及び入学試験実施本部が置かれている。

学部の入学者選抜に係る実施計画等の作成、試験問題の作成、試験の実施、答案の採点及び合格者決定までの業務は、入学試験審議会が一元的に企画・実施している。

入学試験問題の作成は、試験実施教科・科目に関して教育研究経験を有する教員が担当しており、また、入学試験問題作成ハンドブックを作成し、適正な実施に努めている。

また、試験監督方法等は、入学試験実施要領として統一的に定められており、試験当日には、学部長を責任者とする入学試験実施部が設置されている。入学試験合否判定は、各学部の教授会の議を経て、入学者選抜会議が行っている。

大学院の入学者選抜は、各研究科等に入試実施委員会が設置され、学部と同様の実施体制の下で入学者選抜を実施している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

入学試験審議会の下に設置されている入試企画・広報委員会には、各種ワーキンググループが設置されており、大学の入学者受入方針に沿った的確な入学者選抜方法の改善に関連する事項の調査研究、入学者選抜に関する広報、入試情報の公開に関することなどが検討され、毎年度作成する東北大学の「入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）」に反映させている。

また、入試企画・広報委員会は、入学試験の結果、入学後の学業成績追跡調査、高校教諭・高等専門学校教員との意見交換等を踏まえて、入学者選抜に関する検証及び改善を行っている。さらに、各学部も入試検討委員会等を設置し、入学した学生の追跡調査等を行い、選抜方法の改善に取り組んでいる。具体的には、追跡調査の結果、AO入試の優位性が確認され、平成21年度入試から、全学部がAO入試を導入することになった事例が挙げられる。

大学院の入学者選抜方法の改善・検証については、大学院入試の実態調査・分析等が行われており、一部の研究科では、入試の成績、入学後の成績、学籍異動及び進路等の調査など独自の取組を行い、社会人

特別選抜の拡大や10月入学の導入などにつなげている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成 15～19 年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりとなっている。（ただし、平成 16 年4月に設置された法学研究科（専門職学位課程）、平成 16 年4月に開設された歯学研究科（修士課程）及び平成 16 年4月から学生受入を開始した教育情報学教育部（博士後期課程）については、平成 16～19 年度の4年分、平成 17 年4月に設置された経済学研究科（専門職学位課程）については、平成 17～19 年度の3年分。）

〔学士課程〕

- ・ 文学部：1.03 倍
- ・ 教育学部：1.06 倍
- ・ 法学部：1.03 倍
- ・ 経済学部：1.03 倍
- ・ 理学部：1.07 倍
- ・ 医学部：1.01 倍
- ・ 歯学部：0.99 倍
- ・ 薬学部：1.06 倍
- ・ 工学部：1.07 倍
- ・ 農学部：1.06 倍

〔修士課程〕

- ・ 医学系研究科：0.98 倍
- ・ 歯学研究科：1.41 倍

〔博士前期課程〕

- ・ 文学研究科：0.90 倍
- ・ 教育学研究科：0.94 倍
- ・ 法学研究科：0.53 倍
- ・ 経済学研究科：1.07 倍
- ・ 理学研究科：0.97 倍
- ・ 医学系研究科：0.81 倍
- ・ 薬学研究科：1.50 倍
- ・ 工学研究科：1.23 倍
- ・ 農学研究科：1.27 倍
- ・ 国際文化研究科：1.02 倍
- ・ 情報科学研究科：1.18 倍
- ・ 生命科学研究科：1.03 倍
- ・ 環境科学研究科：1.42 倍
- ・ 教育情報学教育部：0.93 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 文学研究科：1.02 倍
- ・ 教育学研究科：0.84 倍
- ・ 法学研究科：0.54 倍
- ・ 経済学研究科：0.87 倍
- ・ 理学研究科：0.67 倍
- ・ 医学系研究科：1.01 倍
- ・ 薬学研究科：0.89 倍
- ・ 工学研究科：0.93 倍
- ・ 農学研究科：0.75 倍
- ・ 国際文化研究科：0.64 倍
- ・ 情報科学研究科：0.66 倍
- ・ 生命科学研究科：0.75 倍
- ・ 環境科学研究科：1.17 倍
- ・ 教育情報学教育部：1.15 倍

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：0.89 倍
- ・ 歯学研究科：0.90 倍

〔専門職学位課程〕

- ・ 法学研究科：0.96 倍
- ・ 経済学研究科：1.02 倍

歯学研究科（修士課程）、薬学研究科（博士前期課程）及び環境科学研究科（博士前期課程）については、入学定員超過率が高い。また、法学研究科（博士前期課程、博士後期課程）、理学研究科（博士後期課程）、国際文化研究科（博士後期課程）及び情報科学研究科（博士後期課程）については、入学定員充足率が低い。さらに、専攻別に見れば過不足が目立つ。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は、大学院の一部の研究科を除いて、適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 適切なAO入試を実施し、高い実績を上げている。
- 綿密な調査研究に基づき、大学全体の入学者選抜方針を検討・修正するなど、入学者選抜の改善に向けた重層的なさまざまな努力を全学一体となって行っている。

【改善を要する点】

- 大学院の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職大学院課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、教育課程が体系的に編成されているか。

学士課程の教育課程は、学部通則に基づき、4年ないし6年一貫教育カリキュラムとなっており、全学教育科目及び専門教育科目から構成されている。

全学教育科目は、基幹科目類、展開科目類及び共通科目類の3範疇に分けられ、各学部はそれぞれ最低40～50単位の修得を学生に課している。

全学教育科目の履修は、1年次から4年次（6年次）まで可能であるが、各学部とも学部の特質を活かし、文系科目・理系科目、必修科目・選択科目のバランス等を考慮しつつ、人間としての教養の涵養、専門科目の基礎を学ぶカリキュラムを編成し、学生は1～4セメスターに大部分の科目が履修可能になっている。

専門教育科目は、1・2年次の基礎的な科目から4年次（6年次）の卒業研究に至るまで、各学問領域が体系的に履修できるように配置され、必修・選択必修・自由聴講のバランスを考え、教育目的に沿った学習ができるように配慮されている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

全学教育科目は、基幹科目類、展開科目類及び共通科目類に分類されているが、さらに各科目類は、学問領域の明快な複数の科目群から構成され、その科目群ごとに適切な内容の授業が開設されている。

専門教育は、導入教育として基礎専門科目や学部共通科目があり、1・2年次の基礎的な科目から卒業研究（研修）に至るまで、各学問領域を体系的に履修できるように配置されている。概論では、専門領域を詳しく把握できる内容が、各論では、やや特殊な専門的内容が、演習では、専門的な内容の国内・国外の文献講読によって各学問領域の課題や研究方法、研究のまとめ方などの内容が、実験実習では、基礎的な測定法や研究法などの内容が実際の経験を通じて学べるようになっている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

全学教育科目は、授業科目の目的を達成するに相応しい自ら研究の先端を担っている教員を全学部・研究科等から募っており、総合科学の科目群（展開科目類）及び基礎ゼミ（共通科目類）では、各学問領域の基本的な課題やその解決方法、研究成果を知るとともに、先端的な研究内容に触れる機会になっている。

専門教育科目は、各授業科目に密接に関係する研究分野の教員が配置され、教員各自の研究活動の成果や学会活動の成果も含めて、学問分野の基礎的な研究内容や最先端の研究内容が授業に盛り込まれている。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

学部通則により、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換（学都仙台コンソーシアムによる単位互換ネットワーク等）、外国の大学における修学成果の認定、大学以外における学修（TOEFL、インターンシップ等）の成果は、卒業要件の単位とすることができるようになっている。

編入学生には、既修得科目の審査による単位認定や丁寧な履修指導等の配慮が行われており、修士（博士前期）課程との連携教育に関しては、一定条件下での大学院の一部授業科目の履修許可（工学部、経済学部）等が行われている。また、英語力をさらに高めたいという学生のニーズに応えるため、プラクティカル・イングリッシュコース（英会話学校の講師による授業）等も実施されている。

このほか、文部科学省特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）に採択されている「国際コンピテンシー人材育成教育プログラム」（平成15年度採択）、「融合型理科実験が育む自然理解と論理的思考」（平成17年度採択）、「『学びの転換』を育む研究大学型少人数教育—基礎ゼミを起点とした『大学での学び』の構築—」（平成18年度採択）の3件の事業を通して、工学部学生の英語力向上、文系学生を含めた幅広い自然理解の素養拡大、学際的な少人数教育による初年次学生の主体的学習態度の涵養などの成果を上げ、授業評価等の各種アンケート結果での学生満足度でも高い評価を得ている。しかも、このような取組は、教員の教育意識にも波及し、授業実践事例集の東北大学出版会からの刊行やファカルティ・ディベロップメント（以下、FDという。）への参加数の増加など、教員の教育力向上にも寄与する成果を上げている。また、同プログラムに複数の大学で採択されている「コアリションによる工学教育の相乗的改革」（平成

16 年度採択、東京工業大学 他) に参画している。

さらに、平成 18 年度の文部科学省地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム（医療人 G P）に採択されている「地域ニーズ対応型総合周産期実践医育成計画」では、総合周産期実践医を育成するため、産科、麻酔科及び N I C U（新生児集中治療室）での研修より周産期医療の横断的な習熟が図られている。平成 19 年度には、文部科学省がんプロフェッショナル養成プランに「東北がんプロフェッショナル養成プラン」が採択されている。

文部科学省大学教育の国際化推進プログラムについては、海外先進教育実践支援では、平成 17 年度に「次世代ソフトウェア実践教育プログラムー国際的教育プログラムによる先進ソフトウェア実践教育システム構築ー」、平成 18 年度に「先進的 I C T リテラシー強化教育プログラムー国際的教育プログラムによるコミュニケーション情報技術強化教育の構築ー」の 2 件、戦略的国際連携支援では、平成 17 年度に「日欧・日中次世代指導者育成共同教育実践」の 1 件が採択され、これらの事業を通じて海外の大学との連携を推進している。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

学部通則第 24 条の 6 により履修登録できる単位数の上限を設定するよう努めることとしており、単位数の上限を設定しない場合でも、適正なカリキュラムの策定とオリエンテーション等における履修指導により単位の実質化を図るための取組を行っている。

また、標準的な履修モデルの配布、単位に関する説明の学生便覧への掲載等により、適正な履修を促しており、単位修得状況の保護者等への通知も行っている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィードバック型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、T A の活用等が考えられる。）

全学教育・専門教育とも、講義、演習、実験・実技等の多様な形態の授業が開講されている。また、教育目的・目標の実現のために、講義、演習、実験及び実習等に少人数授業、対話・討論型授業を取り入れつつ、バランスよく配置されている。

全学教育における授業形態ごとの科目数は、講義 508 科目、演習 706 科目（基礎ゼミ 154 科目、外国語 552 科目）、実験・実技 61 科目（スポーツ 55 科目、実験 6 科目）となっている。

全学教育を行う川内北キャンパスには、マルチメディア教育研究棟をはじめ、ほぼ全講義室が、多様なメディアを高度に利用した授業に対応できるよう整備されている。

また、医学部のチュートリアル教育や 1 年次を対象としたグループワーク教育の実施、歯学部 O S C E（Objective Structured Clinical Examination）対応教育・統合型カリキュラムの実施、工学部の

短期留学生プログラム学生と共同で受講する英語講義科目の開講など、学部においても独自の工夫が見られる。

15 研究科、10 学部及び全学教育で開講される講義のシラバス、講義概要、講義ノート、配布資料、受講学生への連絡事項等を集積し、ネットワーク経由でアクセス可能とする「東北大学デジタルコースウェア・ポータルサイト」を2008年4月から運用開始することを決めている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-2② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

東北大学シラバス作成基準が全学統一のものとして定められ、授業目的と概要、学習の到達目標、授業の内容・方法と進度予定、成績評価方法、教科書・参考書等が学習支援の観点から学生に明示されている。

学生には、シラバスの活用についてオリエンテーションで説明され、その活用状況の調査が学生による授業評価アンケートで行われている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-2③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

自主学習への配慮として、シラバスに参考書等が提示されている。全学教育が行われる川内北キャンパスには、自習室・CALL (Computer Assisted Language Learning) 教室・ICL (Information and Computer Literacy) 教室等が設置され、各学部では、教室等を開放し、自主学習に使用できるコンピュータ実習室、学習室を設けている。さらに、附属図書館本館では、夜間開放、週末の開館時間延長、長期休暇中の開館延長を実施しており、4つの分館（医学分館、北青葉山分館、工学分館及び農学分館）や各学部の図書室も学生証等により閉館後の使用が可能になっている。

履修相談や学力に不安を抱える学生については、学生相談所が相談窓口となっており、TAによる支援が行われている。また、各学部では、個別の学生の履修状況を把握するとともに、指導教員が決まっていない学生については、アドバイザー制等により相談体制を整えている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-2④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-1① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準は、東北大学全学教育科目等規程及び各学部規程に規定されており、各授業科目の具体的な成績評価方法は、シラバスにより学生に周知されている。基本的には、AA（90～100点）、A（80～89点）、B（70～79点）、C（60～69点）、D（59点以下）の5段階表記が採用され、「成績が特に優秀であるもの（AA）」から「成績が可であるもの（C）」が単位認定という評価方式が用いられているが、授業

科目によっては「合格」、「認定」という柔軟な評価方式も使えるようになっている。

卒業認定基準は、学部通則及び各学部規程に定められており、卒業に必要な単位の履修方法とともに、学生便覧により公知されている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

全学教育科目については、成績評価基準が定められるとともに、教員の成績評価が変動しないように、科目分類ごとに成績分布図が公表されている。この分布図によると、若干の偏りは見られるが、評価結果の共有は、進化の基礎であり、その努力を評価したい。

専門教育科目については、各学部規程やシラバスに公表された成績評価基準や方法によって適切に成績評価が行われており、特に重要な卒業要件である卒業研究の成績評価は、複数教員の合議制の採用や研究発表会の公開などにより、公平性、厳格性、透明性を追求している。

卒業認定は、教務委員会や学科教員会議等の審査を経て、規程に基づき各学部教授会が実施している。

なお、学務審議会及び高等教育開発推進センターが実施している全学の教員を対象とする教員研修では、成績評価を適切に実施することがシラバス作成の一部であることを紹介している。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価結果は、ウェブサイトで確認できるようになっており、評価に疑義がある場合には、学生は、その旨を担当教員に直接、又は教務の窓口を通じて教務委員会等に申し出ることができる。

全学教育科目に関しては、「成績不服申し立て制度」により取り扱うようになっているほか、専門教育科目に関しても、全学教育科目同様の扱いができるよう文学部・教育学部・経済学部・理学部・薬学部・工学部・農学部ですでに制度化されており、平成20年度に導入予定の学部もある。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

各研究科・教育部は、それぞれの学問分野、職業分野における目標とする人材像を示し、それらの育成の目標に対応して教育課程を体系化し、必要とする知識の習得、能力の涵養を段階的に行えるように編成している。

例えば、文学研究科では、各専攻とも、教育目的の達成に必要な必修科目、選択科目及び課程研究等を指定した教育課程を編成している。

大学院の教育課程は、多様で高度化する学術内容の進展に対応するとともに、学生の自主的な選択を尊重した履修制度となっている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5-4-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

各研究科・教育部の教育課程は、東北大学シラバス作成基準に準じて設計され、それぞれの教育目的に応じた多様な授業科目が体系的に編成されており、それぞれの教育目的や教育研究の特性に応じて講義、演習、実習及び研修等として開講されている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

各研究科・教育部における教員の研究活動と各々の授業内容は密接に関連しており、研究活動の成果が授業内容に反映されていることから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-4-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

大学院課程における修学は、学生の主体的な学習を前提として、授業はいずれも自主学習・研究を促すように設定されており、単位の実質化への配慮としては、学生の主体的な学習を促進するための環境設定及び履修指導の充実が図られている。

具体的には、大学院生の研究・学習スペースの確保、関連図書・文献利用環境の整備・充実、シラバスの改善、履修モデルの提示等による履修指導等が、全学あるいは研究科等独自の取組として行われている。

なお、学士課程の申し合わせ事項では、履修登録できる単位数の上限を設定することが原則となっているが、大学院課程については「可能な研究科はこれを準用する。」こととしている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-4-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

各研究科等の規程に「本研究科の授業科目については、必要に応じ、夜間その他特定の時間又は時期に開設することがある。」と規定されており、社会人特別選抜を実施している研究科等では、学生の申し出等により、必要に応じた、正規の授業時間割とは別に、夏季休業の期間、土・日及び夜間を利用して授業を実施している。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

各研究科・教育部においては、それぞれの学問研究領域、教育目的に応じた講義、演習、実験、実習等の授業が配置されている。

博士前期（修士）課程では、はじめに専門分野への導入を図る講義及び演習科目を履修し、その後に研究指導に関する実習等を履修するよう工夫している。また、これらは、一般的に少人数授業、対話・討論

型の授業形態で実施されており、英語による授業、インターンシップも一部の研究科において導入されている。

博士後期課程では、最先端の研究が実施できるような指導が行われ、また、対話・討論型授業をはじめ、フィールド型授業、各種学会への参加促進、情報機器の活用など、さまざまな工夫がなされている。

また、平成 17 年度の文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブに「言語研究者・言語教育者養成プログラム」、「国際的若手研究者養成プログラム」、「フライト実践による航空宇宙フロンティア」、「生体・ナノ電子科学国際教育拠点」の 4 件が採択され、大学院生の海外における成果発表の奨励、英語コミュニケーション能力向上など、大学院教育の実質化に貢献している。

平成 19 年度の文部科学省大学院教育改革支援プログラムについては、「実践指向型教育専門職の養成プログラム」、「環境フロンティア国際プログラム」、「理学の実践と応用を志す先端的科学者の養成」、「機械工学フロンティア創成」、「メディカルバイオエレクトロニクス教育拠点」、「多層的かつ双方向性の大学院医学教育実質化」の 6 件が採択されている。また、同年度の文部科学省大学教育の国際化推進プログラムの先進的国際連携支援において、「修士博士一貫先進国際共同教育の展開－世界をリードする理工学分野における若手研究者、技術者の養成－」が採択されている。

このほか、文部科学省派遣型高度人材育成協同プランに「環境に優しい鉄鋼材料創出教育プログラム」が採択され、社会に有益な新たな技術体系や領域、または価値観を創出していく能力の育成を図っている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

東北大学シラバス作成基準により統一された様式のシラバスが各研究科・教育部で作成されており、多くの研究科等では、ウェブサイト上でも公開している。学生に対するシラバスの説明は、オリエンテーション等で行われている。

シラバスの記載項目は、授業の進行や学生の学習に貢献しうるように具体的かつ詳細であり、授業履修や自主学習への便宜が図られている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

大学院課程における研究指導は、大学院通則及び各研究科規程に基づいて実施されている。

多くの専攻において、専門分野の教育目的及び研究内容に応じ、複数の研究指導教員を配置することが定められており、それぞれの専門分野における学位と養成しようとする人材の育成に向け、各専攻の研究領域や特性に基づいて段階的な研究指導が実施されている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5-6-② 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、T A・R A（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

多くの専攻においては、個々の学生に対し、主任指導教員及び副指導教員等を付けることが制度化されており、明文化されていない研究科においても、セミナー及び実習等は、専攻や専門分野の複数の教員で行われている。さらに、研究科等が必要と認めた場合には、他の研究科、他大学の大学院等での研究指導を受けることもできる。

研究テーマ決定に当たっては、学生の自主性を尊重しながら、複数指導体制によるテーマ選定会議、中間審査会等で決定されている。

また、大学院生をT A・R Aとして雇用することにより、学士課程の学生に対する効果的な学習支援や教育、教育補助活動を通じた大学院生の教育能力及び研究能力の育成を図っている。平成18年度の採用状況は、T A2,041人、R A540人になっている。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-6-③ 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

多くの研究科等では、複数教員による学位論文指導体制が整備されている。

研究テーマの選定に当たっては、テーマ選定会議、中間審査等での発表などにおいて学生に対する指導が行われている。

学位論文の審査においては、主任指導教授を主査とし、複数の副査、審査委員からなる予備審査を経て論文提出の可否が決定される制度を有しており、学生に対する実質的な論文指導及び助言が行われている。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準は、各研究科規程等に定められている。成績は、A A（90～100点）、A（80～89点）、B（70～79点）、C（60～69点）、D（59点以下）の5区分で評価され、C以上を合格としている。各授業科目の具体的な成績評価方法は、シラバスに記載されている。

これらの基準や方法は、修了認定基準に定められた修了に必要な単位等とともに学生便覧等に記載され、オリエンテーション等において学生に周知されている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

各研究科・教育部の大学院課程における成績評価及び単位認定は、それぞれの専門特性に応じ、学生の学習状況や研究進捗状況について多面的に行われている。

修士論文、博士論文の合否判定及び修了認定は、大学院通則、学位規程、研究科規程に則り、提出論文の内容、最終試験の成績及び修得単位数に基づき、各専攻の審査、さらに研究科等委員会の議を経て厳正かつ総合的に実施されている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-③ 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

学位規程に基づき、学位論文の審査体制が整備され、最終試験及び学位授与の判定が行われている。また、審査委員の選考方法、学位授与プロセスは、研究科内規等に基づいて整備されており、学位論文は、予備審査、本審査等、数段階の審査を経て審査され、最終的には研究科委員会が議決している。

これらのことから、学位論文に関わる適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-④ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価の正確性を担保するための措置としては、学生は、担当教員あるいは教務係の窓口へ直接申し出ることができる。また、必要に応じて、さまざまな要望を申し出ることができる「学生の声」（ウェブサイト）や学生相談所等を利用して、学生は意見を述べることもできる。

また、一部の学部における成績不服申し立て制度と同様に、工学研究科、農学研究科、生命科学研究科等では、成績不服申し立て制度が制度化されており、他の研究科も同様の対応がなされつつある。

成績評価等への不服申し立て等に関する窓口は複数設けられており、申し立てがあった場合は、学部と同様に各研究科・教育部の教務委員会等が対応している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職大学院課程>

5-8-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されているか。

大学院通則に基づき、専門職大学院として、法科大学院（法学研究科総合法制専攻）、公共政策大学院（法学研究科公共法政策専攻）及び会計大学院（経済学研究科会計専門職専攻）が設置されている。教育課程は、それぞれの学問分野、職業分野における目標とする人材育成に対応して体系化され、必要とする知識の習得、能力の涵養を段階的に行えるよう編成されている。

法科大学院、公共政策大学院及び会計大学院とも、授業科目が合理的に分類され、基礎から応用・展開的性格の科目が低学年から順に配置され、それぞれの教育目的が達成されるように編成されている。

法科大学院にあつては、3年次に分けて課程が編成され、学生は、第1年次科目、基幹科目、実務基礎科目及び展開・先端科目などに分類された科目を履修することになっている。公共政策大学院と会計大学院では、2年の修学期間を4学期に分けて、基礎から応用に至る科目が、内容に応じて適切に配置され、教育が行われている。

法科大学院は96単位、公共政策大学院は48単位、会計大学院は44単位を学生が修得することを以って、授与する学位及び目標とする人材の育成を図り、目的とする職業分野における要望に応えようとしている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-8-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

法科大学院の授業は、法曹として将来活動するために必要不可欠な法曹実務の基礎、自己の専門性確立を目指す内容となっている。

公共政策大学院の授業は、①政策課題を自ら調査する能力と公共性への理解を深め、その技法を習得、②政策課題を対象とした実務研修や関連する専門知識の習得を目指す内容となっている。

会計大学院の授業は、会計の基礎理論と実務を学ぶ内容となっており、基礎的及び実践的なものとなっ

ている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-8-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

研究者教員は自らの専門領域に対応した授業科目を担当しており、また、実務家教員の授業では、実務経験に立脚した授業内容になっており、研究及び実務の成果が授業に反映されている。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究や実務経験を基にした学問の成果を反映したものになっていると判断する。

5-8-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

履修登録単位数の上限が設定され、法科大学院では1年次 32 単位、2年次 36 単位、3年次 44 単位まで、公共政策大学院では1年次 40 単位まで、会計大学院では1年次 34 単位までとなっている。

また、モデルコアカリキュラムや履修モデルの提示、課題による自習時間の設定、自習室・作業室の開放、教員のオフィスアワーの設定などが実施されているとともに、秩序ある実質的な学習の設計・運用がなされている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-8-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-9-① 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

法科大学院では、法曹実務の基本を習得するとともに、基礎法・隣接科目や展開・先端科目では、自らの専門性を涵養することにより、優れた法曹を養成する内容となっている。

公共政策大学院では、法律・政治・経済・自然科学などの理論を習得するとともに、研究技法や調査法などを習得し、政策企画立案の専門家を養成する内容となっている。

会計大学院では、公認会計士コースと高度会計職業人コースが設けられ、各コースに適した授業科目が選択できるようになっている。

このように、各専門職大学院は、それぞれの職業分野の期待に応える教育課程が編成されている。また、研究者教員と実務家教員による授業科目が適宜取り入れられるなど、各大学院の目的に合致した水準の教育内容である。

これらのことから、教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっていると判断する。

5-10-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィードバック型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

各大学院の収容定員は、法科大学院 300 人、公共政策大学院 60 人、会計大学院 80 人で、それぞれ対話型の少人数双方向授業が実施されている。

また、法科大学院の実務基礎科目及び展開・先端科目や会計大学院の会計領域科目では、演習が行われており、公共政策大学院の公共政策ワークショップでは、グループ作業が取り入れられている。

さらに、公共政策大学院や会計大学院では、フィールドワークや現地調査が行われているほか、公共政策大学院における情報機器の活用、法科大学院の実務基礎科目におけるエクスターンシップの実施など、各専門職大学院では、各授業科目の教育内容に応じて適切な指導法を取り入れている。

文部科学省に採択された単独教育プロジェクトとしては、平成16年度の公共政策大学院の法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム「体験型政策教育による大学と実務との連携」、平成18年度の公共政策大学院の法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム「体験型教育の多角的実施と実務教育基盤構築」及び平成19年度の法科大学院の専門職大学院等教育推進プログラム「心理学的法曹実務教育プログラムの構築」の3件であり、また、共同教育プロジェクトとしては、平成16年度の法科大学院の法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム「実務基礎教育の在り方に関する調査研究」、平成17年度の会計専門職大学院の法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム「会計大学院教育課程の国際水準への向上」、平成18年度の会計大学院の法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム「会計職業のための資格取得後教育課程の編成」及び平成19年度の法科大学院の専門職大学院等教育推進プログラム「実務科目等の内容の明確・標準化の調査研究」の4件である。

これらのプログラムを通じて、専門職養成のための教育内容・方法の改革を推し進めて、多様な体験型教育の成果を上げている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-10-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

東北大学シラバス作成基準に基づき、授業の目的、内容・方法、教科書、成績評価法等が統一的に記載されたシラバスが作成されており、授業の選択、授業の予習・復習などに活用されている。

シラバスは、オリエンテーション時に学生に配布・説明され、ウェブサイトでも公開されている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-10-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-11-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

専門職大学院ごとに、修了認定基準が策定され、大学院通則及び各大学院規程に明記されており、学生便覧・シラバス等で学生に周知されている。これらは、オリエンテーション時にも説明されている。

法科大学院にあっては、3年以上在学し、第1年次科目 30 単位、基礎科目 28 単位、実務基礎科目 10 単位以上、基礎法・隣接科目 4 単位以上及び展開・先端科目 24 単位以上の計 96 単位以上を修得しなければ

ならないと定められている。

公共政策大学院にあっては、1年以上在学し、公共政策ワークショップ I と II 群に属する科目から各 12 単位、コア・カリキュラム群に属する科目から 8 単位、公共政策通論群に属する科目から 4 単位、リサーチ・メソッド群に属する科目から 2 単位を含めて、計 48 単位以上の修得が必要である。

会計大学院にあっては、公認会計士と高度会計職業人の 2 コースがあり、それぞれが要求する科目種別の単位数を修めて、総計 44 単位以上の修得が修了要件となっている。

成績評価は、各大学院規程に基づき、AA (90～100 点)、A (80～89 点)、B (70～79 点)、C (60～69 点)、D (59 点以下) の 5 段階評価が用いられている。各授業科目の具体的な成績評価方法は、それぞれのシラバスに記載されている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-11-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

教員の公平な成績評価を目的として、科目別の成績分布・平均点一覧の作成（法科大学院）、採点の公平を図るための氏名のマスキング（法科大学院）、複数回の試験や課題等による多角的な成績評価（法科大学院）、評価の目安（AA 評価等の割合）の設定（公共政策大学院）、試験結果のデータベース化（会計大学院）等が実施されている。

単位認定、修了認定は、専攻の判断に基づき研究科教授会で決定している。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-11-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

科目別の成績分布・平均点の一覧（法科大学院）等の開示に加えて、試験結果の公表（法科大学院）、模範解答の掲示（会計大学院）等が実施されており、成績評価に疑義のある学生は、担当教員へ申し出ることもできるようになっている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 5 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 新設の専門職大学院という教育機構を、意欲を持って、高度に運用していることを高く評価したい。
- 文部科学省特色 G P に採択されている「国際コンピテンシー人材育成教育プログラム」（平成 15 年度採択）、「融合型理科実験が育む自然理解と論理的思考」（平成 17 年度採択）及び『『学びの転換』を育む研究大学型少人数教育－基礎ゼミを起点とした『大学での学び』の構築－』（平成 18 年度採択）の 3 件の事業を通して、工学部学生の英語力向上、文系学生を含めた幅広い自然理解の素養拡大、学際的な少人数教育による初年次学生の主体的学習態度の涵養などの成果を上げている。また、同プログラムに複数の大学で採択されている「コアリッションによる工学教育の相乗的改革」（平成 16 年度採択、東京工業大学 他）に参画している。
- 平成 18 年度の文部科学省医療人 G P に採択されている「地域ニーズ対応型総合周産期実践医育成計画」では、総合周産期実践医を育成するため、産科、麻酔科及び N I C U での研修により周産期医療の横断的な習熟が図られている。

- 文部科学省大学教育の国際化推進プログラムについては、海外先進教育実践支援では、平成 17 年度に「次世代ソフトウェア実践教育プログラムー国際的教育プログラムによる先進ソフトウェア実践教育システム構築ー」、平成 18 年度に「先進的 I C T リテラシー強化教育プログラムー国際的教育プログラムによるコミュニケーション情報技術強化教育の構築ー」の 2 件、戦略的国際連携支援では、平成 17 年度に「日欧・日中次世代指導者育成共同教育実践」の 1 件が採択されており、これら事業を通じて海外の大学との連携を推進している。
- 平成 17 年度の文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブに「言語研究者・言語教育者養成プログラム」、「国際的若手研究者養成プログラム」、「フライト実践による航空宇宙フロンティア」、「生体・ナノ電子科学国際教育拠点」の 4 件が採択され、大学院生の海外における成果発表の奨励、英語コミュニケーション能力向上など、大学院教育の実質化に貢献している。
- 文部科学省法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムには、平成 16 年度に「体験型政策教育による大学と実務との連携」が単独教育プロジェクトとして採択され、共同教育プロジェクトについては、平成 16 年度に「実務基礎教育の在り方に関する調査研究」、平成 17 年度に「会計大学院教育課程の国際水準への向上」の 2 件が採択されている。

また、文部科学省法科大学院等専門職大学院教育推進プログラムには、平成 18 年度に「体験型教育の多角的実施と実務教育基盤構築」が単独教育プロジェクトとして採択され、共同教育プロジェクトについては、平成 18 年度に「会計職業のための資格取得後教育課程の編成」が採択されている。

これらのプロジェクトを通じて、専門職養成のための教育内容・方法の改革を推し進めて、多様な体験型教育の成果を上げている。
- 平成 19 年度の文部科学省がんプロフェッショナル養成プランに「東北がんプロフェッショナル養成プラン」が採択されている。
- 平成 19 年度の文部科学省大学院教育改革支援プログラムについては、「実践指向型教育専門職の養成プログラム」、「環境フロンティア国際プログラム」、「理学の実践と応用を志す先端的科学者の養成」、「機械工学フロンティア創成」、「メディカルバイオエレクトロニクス教育拠点」、「多層的かつ双方向性の大学院医学教育実質化」の 6 件が採択されている。
- 平成 19 年度には、文部科学省大学教育の国際化推進プログラムの先端的国際連携支援に「修士博士一貫先進国際共同教育の展開ー世界をリードする理工学分野における若手研究者、技術者の養成ー」が採択されている。
- 平成 19 年度の文部科学省専門職大学院等教育推進プログラムに「心理学的法曹実務教育プログラムの構築」、「実務科目等の内容の明確・標準化の調査研究」の 2 件が採択されている。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

各学部においては、指導の人材養成という大学全体の教育目的・目標に即して、教育目的・目標を作成し、それらを学生便覧などにおいて公表するとともに、入学時のオリエンテーション等において、学生に説明している。

その目的・目標の達成度を検証・評価するために、次のような取組を行っている。

(1) 各セメスターの終了時に、全学教育科目の授業を対象に「学生による授業評価アンケート調査」を実施している。また、「全学教育のカリキュラムと授業環境に関するアンケート調査」を、2年次生（平成16年度）と卒業時の4年次生（平成17年度）を対象に実施している。

また、高等教育開発促進センターでは、新たな授業評価改善システムの構築に向けた提言を行っている。

(2) 当該大学の教育が卒業者の就職先からどのように評価されているかという調査を平成17年度に実施し、卒業者・修了者からどのように評価されているかという調査を平成18年度に実施している。

(3) 学生が卒業までにどの程度の「力」を身に付けたかという達成度は、卒業研究（卒業論文・卒業試験）として総合的に判定され、進路（進学、国家試験等）との関係の評価・分析は各学部の教務委員会（農学部では評価委員会、医学部では教育評価センターという専門的な委員会）が実施している。

(4) 学生が自らの学習目標として設定したことに対する検証・評価の取組例としては、工学部の「学習等達成記録簿」、医学部の「学習達成度評価」、工学研究科の「勉学・研究等達成度記録簿」がある。

これらは、入学時に各学生にアドバイザー教員を割り当て、その指導の下で、学生に自己の勉学目標を書かせ、年度終了時にその達成度を自己評価させるものであり、学部では数人の学生に1人の教員がアドバイザーとして担当し、大学院では指導教員が担当している。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

4年制の各学部の教育課程は、1年次から4年次までの8セメスター制がとられており、教育科目は全学教育科目と専門教育科目の2つに区分され、卒業に要する総単位数は124～130単位（6年制の場合は、200～201単位）となっている。

平成 18 年度の卒業率は、66.9～100%の範囲にある。また、大学院における学位の授与率は、修士は 68.2～95.6%、博士は 19.1～85.2%である。

平成 17 年度における休学、退学、除籍は、学部平均でそれぞれ 2.9%、1.5%、0.08%、大学院平均でそれぞれ 7.9%、5.2%、0.2%である。

また、海外の大学への留学は、学部平均で 0.7%、大学院平均で 1%である。

卒業研究を実施している学部においては、その内容を各種学会等で発表している。

平成 18 年度の主な国家資格の合格者数は、医師国家試験 100 人（合格率 95.2%、医学部）、歯科医師国家試験 53 人（合格率 80.3%、歯学部）、薬剤師国家試験 55 人（合格率 63.2%、薬学部）である。また、平成 19 年の新司法試験の合格者は、47 人（合格率 49.0%、法科大学院）である。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

多くの学部・研究科等では、学生による授業評価とともに、教育課程や教育環境についての調査を実施している。全学教育の効果に関しては、平成 16 年度には全学部の 2 年次学生を対象に、また、平成 17 年度には全学部 4 年次学生を対象にアンケート調査を実施している。

2 年次学生を対象とした全学教育カリキュラムの評価では、各科目類・群ごとに「有益であったか」という質問に対して、5 段階評価で平均 3.00～3.76 である。

4 年次学生を対象とした全学教育カリキュラムの評価では、各科目類・群ごとの有意義性について「有意義」、「どちらかというとき有意義」という回答が 36.5～61.0%である。

大学院生を対象とした授業評価においても、ほとんどの評価項目に対する回答が 5 段階評価で 3.75 以上である。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成 18 年度学部卒業者の進路状況は、大学院進学者が 56.7%、就職者が 26.0%、臨床研修者等 7.1%、その他が 10.2%である。大学院への進学率は、理系学部においては、概して高く、文系学部においては、概して低い。

修士・博士前期課程の修了者の進路状況は、博士後期課程への進学が 19.3%、就職者が 70.1%、その他が 10.6%である。大学院修了生は、それぞれの研究分野に関連した職業を選択している。

これらのことから、当該大学の教育が意図している人材育成は、就職や進学といった卒業（修了）後の進路状況等の実績から見て、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成 18 年度に卒業生・修了生を対象に教育全体に関する調査が実施されている。その結果、当該大学への入学に対する満足度については、75.3%が「満足」、22.0%が「やや満足」という回答を得ている。

平成 17 年度に、卒業生・修了生の評価に関する調査を就職先等の関係者を対象に東北大学キャリア支援センターが中心となって実施している。その結果、卒業生・修了生は、「論理的思考力」・「問題解決力」

及び「情報処理・活用能力」について、研究職、専門・技術職及び事務・営業職の従事者において相対的に高い評価を得ている。しかし、「外国語の能力」や「指導力」で評価が低いという結果が出ている。また、「専門分野の知識」に関しては、研究職、専門・技術職従事者で評価が高く、「対人関係能力」や「外国語の能力」では、事務・営業職従事者において相対的に評価が高い結果が出ている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 当該大学の教育に対して、学生・卒業生の満足度が高い。

【改善を要する点】

- 外国語教育の一層の強化が期待される。

基準 7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 7 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学士課程・大学院課程における授業科目の履修方法、専門・専攻の選択の際のガイダンスは、主として年度の初めに各学部・研究科等が実施している。新入生には、教育の目的、カリキュラムの周知、授業科目の履修方法などの指導を内容とする全般的なガイダンスが行われ、在学生には、専門・専攻の選択のためのガイダンスが行われている。

また、専攻や所属コースごとのガイダンスも実施されているほか、合宿型のオリエンテーションや研究室訪問、必修科目の履修を通じてのガイダンス、指導教員、クラス担任及びアドバイザーによる助言なども取り入れられている。さらに、1年次学生向けには、履修相談コーナーを設け、4月と10月に履修相談や学習相談に応じている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

全学施設である学生相談所は、学業上の悩みがある学生を対象に、理学研究科及び工学研究科の大学院生によるTA修学アドバイザーによる学習支援を積極的に行っている。また、多くの学部・研究科等では、オフィスアワー制を採用して学習相談や助言に当たっている。オフィスアワー制を採用していない学部・研究科等でも、クラス担任制やアドバイザー制を採用しており、クラス担任等が学習相談に応じ、助言している。

学部3・4年次学生や大学院生には、指導教員が個別に相談や助言を行っており、教員によっては、シラバス及びウェブサイトの教員紹介欄にメールアドレスを掲載し、メールによる相談も実施している。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

全学的な学生のニーズの調査は、高等教育開発推進センター・学生生活支援部が隔年で「学生生活実態調査」を行い、補習の希望等のニーズを把握している。

学部・研究科等では、授業評価や学習環境アンケートの実施、相談室や窓口の設置、指導教員との直接的な対話やメーリングリストを介しての対話、学生組織との対応など、多様な方法で学生のニーズを把握している。

学務審議会では、全学部からそれぞれ数人の学生の推薦を得て、同審議会の委員長である副学長、教務委員会委員長等との懇談会を実施し、直接学生の意見を聴く機会を設けている。その中で、学生の意見や要望を聴くため、「目安箱」等を設置してはどうかとの学生からの要望に応え、「全学教育に関する意見箱」を設置した。この意見箱に寄せられた意見・要望は、教務委員会で検討し、必要な対応をとっている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

留学生に対する全学的な学習支援としては、チューター制度があり、入学後2年以内の学部学生と1年以内の大学院生・研究生を対象に、日本語能力や基礎学力を補充して学習上の援助を行っている。

また、高等教育開発推進センター日本語研修室では、外国人留学生等特別課程日本語プログラム（留学生、外国人研究者対象の日本語補習プログラム）、日本語・日本文化研修留学プログラム（国費留学生対象プログラム、日本語・日本文化を専攻する海外の学部学生を毎年数人受入）を実施しており、学部・研究科等においては、国際交流室等の設置、専門職員やTAの配置、留学生対象授業の開講等の支援を行っている。

社会人学生への学習支援は、学部・研究科等によって、社会人対象の授業の開講、インターネットスクールによる授業の配信などが行われている。

障害のある学生への学習支援は、手話通訳やノートテーカーの採用が可能な支援体制となっている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

全学教育が行われる川内北キャンパスには、自習室が設置されており、自主的学習に利用されている。マルチメディア教育研究棟のICL演習室・CALL教室は、授業時間帯以外は学生に開放されている。各学部・研究科等においても、教室等の開放、自主学習に使用できるコンピュータ実習室、学習室、大学院生室の設置など自主学習の場を確保しており、学生に利用されている。

附属図書館本館では、学生用閲覧室を設けるとともに、パソコンラボ、自学用机を配置し、また、夜間開放、週末の開館時間延長、長期休暇中の開館延長を実施している。北青葉山分館、工学分館においては、職員が無人の時間帯にも利用カードを使用して24時間利用可能な体制をとり、自主学習を支援している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

文化、体育などに関する自発的な活動のための全学的な組織として学友会がある。学友会は、教職員・学生によって組織され、全国レベルで活躍している部も多い。

現在は、総務部（学友会の事務と主催行事を担当）、体育部（体育系45サークルの総括部門）、文化部

(文化系 23 サークルの総括部門)、生活部 (学生の消費生活に関する実態調査など学生生活の向上に関する活動を行う)、報道部 (学内ニュースを中心として 10 回程度「東北大学新聞」を発行) の 5 部体制で活動している。予算は、会員からの会費に拠っており、平成 18 年度の予算配分は、総務部 564 万円、体育部 1,707 万円、文化部 517 万円、報道部 137 万円、生活部 30 万円、計 2,955 万円となっている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制 (例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。) が整備され、機能しているか。

学生のいろいろな相談に対応するため、全学的には、保健管理センター、学生相談所、ハラスメント全学学生相談窓口及びキャリア支援センターが整備されており、随時学生の相談に応じている。

また、学部・研究科においても、保健室・学生相談室、国際交流学生支援室、キャンパスライフ支援室及び学生支援相談窓口などが整備されている。

ハラスメント相談については、ハラスメント防止委員会の下に相談窓口が設置され、ハラスメント全学防止対策委員会とハラスメント全学学生相談窓口が連携して相談に当たっている。さらに、アドバイザー制、クラス担任制及び指導教員制等の採用により、学生の相談に個別的に対応している。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3-② 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

当該大学では、学部と大学院に在籍する学生を対象に、学生生活の実態とニーズを把握するために、平成 7 年以降隔年で「学生生活実態調査」を実施している。さらに、研究教育、厚生施設、課外活動等についての意見・要望等を求め、大学の運営に資するために、ウェブサイト「学生の声」欄を設け、学生からの投書を求めている。

また、学部・研究科等では、アドバイザー制やクラス担任制の担当者、指導教員が直接学生からニーズを聴いている。さらに、アンケート調査を独自に実施したり、意見箱を設けたり、メーリングリストや学部学生、大学院生と意見交換の場を持つなど、ニーズの把握に努めている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者 (例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。) への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等行われているか。

留学生に対する生活支援としては、人的支援 (チューターによる日常生活上の助言) 及び経済的支援 (入学料・授業料減免、奨学金貸与) が行われている。留学生に対する入学料免除の状況は、全額免除 24 人、半額免除 12 人である。また、授業料免除の状況は、全額免除 497 人、半額免除 295 人である。

障害のある学生に対する支援としては、入学試験及び修学上の特別な配慮を要する受験者からの申請に基づき、保健管理センター長、所属学部・研究科等の長を構成員とする組織が障害に応じた支援を協議する体制となっており、入学後は、学生支援審議会が必要に応じて生活環境の整備、介護者の雇用などの対応を行っている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

入学料の免除及び徴収猶予、授業料の免除、徴収猶予及び月割分納については、それぞれ取扱規程が定められており、それに基づいた支援が行われている。

入学料・授業料免除は、法人化後は超過免除申請がなくなり、運営費交付金に免除枠として反映されている入学料免除率（学部学生：0.5%・大学院生：4.0%）、授業料免除率（5.8%）で実施している。

平成17年度の入学料免除の状況は、全額免除99人（申請者に占める割合29.2%）、半額免除13人（申請者に占める割合3.8%）である。また、授業料免除の状況は、全額免除1,278人（申請者に占める割合36.6%）、半額免除1,357人（申請者に占める割合38.8%）である。

奨学金は、主として日本学生支援機構、地方公共団体、民間奨学団体の制度により支援されている。

日本学生支援機構の奨学生は、学部3,340人、大学院2,614人であり、各種奨学団体の奨学生は、学部240人、大学院33人である。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生相談所は、理学研究科と工学研究科の大学院生（TA修学アドバイザー）による学習支援を積極的に行っている。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学の校地面積は、片平地区が 237,563 m²、川内地区が 820,738 m²、青葉山地区が 785,049 m²、星陵地区が 179,214 m²、雨宮地区が 92,746 m²である。また、各地区の校舎等面積は、計 855,023 m²である。

講義室・ゼミ室は、雨宮・川内・青葉山の 3 地区に整備されている。実験・研究施設は、理工系の学部・研究科及び附置研究所が配置されている片平・雨宮・青葉山の 3 地区に整備されている。また、施設の有効活用を促進し、教育研究活動の一層の活性化を図るため、「共同利用スペース整備規程」に基づき、共同利用スペース約 21,000 m²を確保し、効率的な施設の運用に努めている。

共用施設としては、附属図書館、屋内運動場（体育館、武道場、弓道場）、屋外運動場（グラウンド、テニスコート等）、プール、講堂、博物館及び史料館が整備されている。

附属図書館は、川内地区の本館を中心に 4 つの分館（医学分館（星陵地区）、農学分館（雨宮地区）、工学分館及び北青葉山分館（青葉山地区））が設置され、施設面積は合計 32,681 m²（うち、閲覧面積 13,331 m²、書庫面積 9,446 m²）であり、この他各学部・研究科及び附置研究所等内にも図書室が配置されている。

バリアフリー施設・設備については、エレベーター、自動ドア、スロープ、障害のある者専用のトイレなど 470 の施設・設備が各地区に整備されている。

平成 18 年 7 月に、約 81 ヘクタールに及ぶ青葉山の土地を取得し、「杜の都・仙台」のシンボルとして親しまれてきた青葉山の自然環境に配慮した「環境調和型キャンパス」を実現し、青葉山新キャンパス基本構想に基づくキャンパス整備計画を進めている。

老朽化した施設・設備については、耐震診断調査対象施設の調査をすべて完了し、年次計画により改修する予定であり、基幹設備（インフラ設備）についても更新計画に基づき順次実施することとしている。

さらに、ウェブサイトによる施設利用実態調査システムを活用し、学内施設（講義室、ゼミ室、実験室等）の利用状況の把握に努めている。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

- 8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

情報ネットワークは、昭和 63 年に仙台市内に分散する各キャンパスを光ファイバーで結び、その後、平

成7年、平成13年に更新整備を行い、現在は、片平、星陵、雨宮、川内、青葉山1・2の6キャンパスを、GbE方式と多重化通信（8～16Gbs）を用いたバックボーンネットワークにより連結・運用している。インハウスネットワーク内は、1～2Gbsの伝送速度を持ち、地域ネットワークを介して当該大学に設置されているSINETノードに接続している。ネットワーク管理は、幹線部分及び外部接続部分を情報シナジー機構が担当し、インハウスを各学部・研究科等が担当している。

これらのネットワーク環境により、学生は、ウェブサイト上の履修登録、電子メールの利用、シラバス及び休講情報等の学生生活に必要な各種情報の検索を行うことができる。

これらのネットワークのセキュリティについては、情報ネットワークセキュリティ委員会が情報ネットワークセキュリティポリシーを策定し、また、「コンピュータネットワーク安全・倫理に関するガイドライン」を作成して、教職員・学生に配布している。

従来、学生は使用する情報システムごとにユーザIDとパスワードを付与されていたが、平成17年度からは学生用全学電子認証システムを導入し、利便性と安全性の向上を図っている。

学生に対する情報処理教育は、学務審議会が全学教育として実施しており、情報教育用の計算機システムとして3演習室に345台の端末機が用意されている。また、附属図書館本館及び同分館には、利用者用端末169台が設置され、所属研究室等に設置された端末を利用することもできる。附属図書館の情報検索機器は、平成18年度に57台が更新され、Windows端末25台が設置されるなど、学生のニーズへの対応と利便性の向上を図っている。

これらの結果を集約すると、当該大学の情報システムは、学生のニーズを満たし、有効に活用され、保守整備やセキュリティの管理が適切に行われており、市内に分散するキャンパスが高速ネットワークで結ばれ、情報シナジー機構、附属図書館、高等教育開発推進センター及び情報部等の情報ネットワーク関連の各組織がそれぞれの分野の運用を担当し、有機的に連携・機能している。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

当該大学におけるキャンパス整備については、「東北大学新キャンパス構想」の4つの理念（①まちづくりと連携するキャンパス、②自然と調和した環境共生型キャンパス、③地域との交流が広がる開かれたキャンパス、④有機的に連続した一体型統合キャンパス）に基づき、キャンパスづくりを推進しており、施設の整備計画・運用は、施設整備・運用委員会及び主要地区（片平地区、星陵地区、川内地区、青葉山地区、雨宮地区）の各キャンパス整備委員会により、組織的な施設整備計画及び管理・運用を行っている。

また、施設の有効活用を促進し、教育研究活動の一層の活性化を図るため、「共同利用スペース整備規程」に基づき、共同利用スペースを確保するなど効率的な施設の運用を図るとともに、附属図書館や川渡共同セミナーセンターを始めとする各施設及び全学的共同利用スペースについては、ウェブサイトの掲載、使用規程及び利用手引き等の配布により学内に周知している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

平成19年3月31日現在、附属図書館本館・分館・学部・研究科等図書室等が所蔵する資料は、蔵書約373万冊、雑誌約7万種類、視聴覚資料約5,000タイトルとなっており、図書館・室単位で系統的に収集・保存とともに、閲覧・貸出などに供されている。

電子ジャーナルの可読タイトル数は、9,000 タイトル以上で人文・社会・自然の各分野についての情報が入手できるよう整備されている。

さらに、これまで蓄積された資料の中には、国宝に指定されている「類聚國史 卷第二十五」、「史記 孝文本紀 第十」のほか、「西藏大蔵経」、「狩野文庫」、「漱石文庫」等の貴重書、特殊文庫を有している。「狩野文庫」、「漱石文庫」等の貴重資料は、商業出版物等への掲載依頼も含めて利用件数が多く、その一部を電子化して公開し、学外からも自由に閲覧できるようにしている。

附属図書館本館には、学生用図書選書委員会が設置され、シラバスに掲載されている図書の優先的購入、全学教育に係わる教員への推薦依頼、学生の購入希望受付等が行われ、図書の整備・充実が図られている。平成 17 年度における図書館資料の受入は、本館、4 分館併せて図書約 6 万冊、雑誌約 1 万 8 千種類で、年間資料費は約 8 億円である。

平成 18 年度の図書の利用状況は、入館者数約 88 万人、貸出冊数年間約 21 万冊、図書館間での相互貸借約 4 千冊、文献複写は 5 万件を超えている。

図書館のスタッフグループは、『東北大学生のための情報探索の基礎知識 基本編』及び『同 自然科学編』を制作・刊行し、それらを活用して全学教育科目の支援を行っており、平成 17 年度の国立大学図書館協会賞を受賞している。また、その成果は、『理・工・医・薬系学生のための学術情報探索マニュアル』の刊行として結実している。さらに、平成 19 年 3 月には、留学生対象の『英語版（ダイジェスト版）』、人文社会科学系の大学院生対象の『同 人文社会科学編』を刊行している。

校舎が分散している各地区の間を資料搬送便で結び、貸出・返却の図書を本館・各分館間で搬送するサービスが平成 18 年度に試行的に実施され、利用者に資料がより有効に活用されるよう方策が講じられている。その件数は、貸出返却双方向で月平均 570 件である。

附属図書館本館及び 4 つの分館の開館時間は、次のとおりとなっている。

- ・ 本館（1 号館）：平日 9 時～21 時（休業期間 9 時～17 時）、土・日・祝日 10～17 時
- ・ 〃（2 号館）：平日 9 時～17 時
- ・ 医学分館、北青葉山分館、工学分館、農学分館：平日 9～20 時（休業期間 9 時～17 時）

北青葉山分館及び工学分館においては、職員が無人の時間帯にカードを利用して 24 時間利用可能な体制がとられている。

これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 自然環境に配慮した「環境調和型キャンパス」を実現し、さらに青葉山新キャンパス整備計画を進めている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

学部学生及び大学院生の学籍、カリキュラム編成、成績、進級・卒業・修了等に関するデータは、「教務情報システム」により一元的に管理され、各種証明書発行、履修登録、入試及び進路に関するデータは、サブシステムにより処理されている。また、教員の教育活動の実態を示すデータは、「大学情報データベース」により、部局別・教員別データベースの教育関係項目等として一元的に収集・蓄積されている。

教育及び学生支援に関する各種委員会並びに教育施設・設備等に関するデータは、各学部・研究科等及び教育・学生支援部が収集・管理している。

なお、データの保存年限は、東北大学文書管理規程に定められている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学生の意見聴取に関する取組としてすべての学部・研究科等において、学生による授業評価アンケート、全学教育のカリキュラム全体及び授業環境に関するアンケートが実施されている。調査結果は、各担当教員にフィードバックされ、授業内容の改善に活かすとともに、カリキュラムの見直しなど組織的な自己点検・評価に反映させている。さらには、IT機器の整備や教室の空調整備等につながっている。

各学部・研究科等は、学生からの意見を聴取する懇談会を実施して、学生からの生の声を教育の改善に反映させ、学生の意見を聴取する「意見箱」も設置している。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

各学部・研究科等は、外部評価あるいは卒業生の就職先に対するアンケート等を通して、学外関係者の意見を聴取し、その結果を自己点検・評価に反映させている。また、こうした学外関係者からの意見聴取結果を外部評価報告書や調査報告書として公開している。

大学全体の取組としては、高等教育開発推進センターが中心となって、平成 18 年 2～3 月に卒業生の就職先関係者に対するアンケート調査、平成 19 年 1～2 月に卒業生・修了生に対するアンケート調査を実

施している。また、その結果を分析し、『「東北大学の教育に関する卒業・修了者調査」報告書』、『「東北大学の卒業生評価に関する調査」報告書』を刊行して、教育課程改善の提言を行っている。今後も、卒業生対象のアンケート調査を継続的に実施して、さらに教育活動の改善に結び付けてゆくことが望まれる。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

大学全体の評価体制として、平成 17 年度から、①各部局による教育研究活動等に関する自己点検・評価、②大学執行部による部局評価と改善施策の提言、③各部局からの改善施策の報告という部局評価サイクルが整備されている。

このサイクルの中で、卓越した教育活動の取組を行っている部局の事例を公表することにより、大学全体における教育の質の向上、教育改善を促す取組を行っている。また、各部局は、評価委員会及び評価分析室等の組織の下で、教育活動に関する自己点検・評価を行い、部局自己評価報告書を作成する過程においても、教育課程の見直しや教育方法の改善等に取り組んでいる。

全学的な評価結果のフィードバック事例として、全学教育カリキュラムと実施体制について自己点検・評価を行った「新カリキュラム点検・改善検討ワーキンググループ」の活動が挙げられる。平成 15 年 11 月に全学教育審議会委員長の諮問機関として設置されたこの組織は、学内の全学部・研究科等及び全学教育各科目委員会からの意見・要望の聴取を行い、自己点検・評価を実施しており、それらを踏まえた「新カリキュラム点検・改善に関する報告」が平成 17 年 1 月に学務審議会において承認されている。改善内容は、平成 18 年度から実施に移されている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

各学部・研究科等では、授業評価結果について担当教員の個別データだけでなく、授業科目別の集計データについても教員に送付し、個々の教員の教育活動の継続的な改善に結び付けている。

また、各学部・研究科等では、独自に組織的な取組を行い、個々の教員の授業内容、教授技術等の改善を図っている。例えば、理学部や農学部では、講義用とは別に演習・実習用の評価シートを作成し、また、教員が独自に設問を設定できるよう工夫して、評価結果が各教員の授業内容の改善に直結するような仕組みをとっている。教育学部や公共政策大学院では、評価結果を受けた担当教員が授業改善策を報告する体制をとっており、評価結果が個々の教員の教育改善に結び付いている。

全学教育では、授業評価アンケートの個別データを集計データとともに各担当教員に送付し、各担当教員は学生の評価結果を受けて、具体的な授業改善策などを科目委員会委員長あてに提出するシステムをとっている。科目委員会委員長は、これらを取りまとめ、毎年発行される報告書で授業内容・方法等に関する「意見及び改善策」の形で代表的事例を公表し、個々の教員の評価結果を質の向上に結び付ける継続的改善の努力を行っている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいてそれぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

全学的なFD活動と学部・研究科等独自のFD活動が実施されており、学生や教職員のニーズは、FDの企画・実施主体の委員会等が学生による授業評価結果や教員の意識調査を踏まえて、研修内容に反映させている。さらに、全学教育教員研修（ワークショップ）や基礎ゼミ担当教員研修では、毎回、研修参加者から受講成果に関するアンケートを実施し、研修参加者から得られた意見・要望を次の企画に活かす工夫をしている。

平成15年8月には、全学教育担当教員を対象に「全学教育改善のための意識・実態調査」が実施され、FDに関するニーズの調査が行われている。これらの要望を踏まえた結果、全学の新任教員を対象とした新任教員研修が平成17年度から大学全体で年2回実施されている。

他方、各学部・研究科等で実施されているFD活動は、学部・研究科等の特性に応じて多様であるが、教育改善、研究支援、ハラスメント問題に関する内容などが中心となっている。とりわけ、ハラスメントや学生の不適応問題に関するFDが継続的に実施されている。また、学生相談所相談員による学生の悩み・トラブル等の問題を踏まえた学生の意識動向に関する講演を通じて、学生が求める授業のあり方や教員の学生への対応の仕方などに学生のニーズが反映されている。

これらのことから、FDについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

全学的なFD活動としては、新任教員研修、全学教育教員研修（ワークショップ）及び基礎ゼミ担当教員研修等がある。

新任教員研修は、教育、研究、社会貢献及び人事制度など大学教員の資質形成に不可欠な項目に関して、執行部の講演を中心に1日コースで実施されている。平成11年度以降、継続的に実施されているワークショップ型FDは、グループ研修作業を基礎にして、目標－方略（展開）－評価の3要素からなる教育実践の基本枠組を理解し、学習到達目標設定から成績評価に至る授業設計の本質を修得するという研修目標が設定されている。

年間80名が参加するこうしたFD活動受講後の教員アンケート結果には、「学習到達目標を明確にする重要性を認識した。」「成績評価の基準を明確にする意義を理解した。」など、今後の取り組むべき課題が明らかになり、大変有益であったとの感想が寄せられている。

さらに平成17年度から全学教育において授業参観を基礎とした「授業研修型」FDが導入され、各教員の授業改善に結び付ける取組が行われている。

各学部・研究科等においても、学部・研究科等の特性に応じたFD活動が実施されており、平成18年11月、全教員を対象にFD活動に関する意識調査を行った結果、全学的な実施並びに学部・研究科等実施のFD活動に対する評価は高く、約80%の教員が有益であったとの回答を寄せている。また、FD活動の実施内容を高等教育開発推進センター等では、報告書あるいはウェブサイトで公開しており、各教員が共有できるようになっている。

これらのことから、FDが教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-③ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

教育支援者については、「教務系職員実務研修」が年3回実施されており（平成18年度）、40～50人の参加者を得て教務系職員の質の向上を図る研修が行われている。

また、文部科学省特別教育研究経費事業の一環として、教育・学生支援職員を対象にしたワークショップ型職員研修が平成17年度以降実施されており、その成果は報告書として公開され、職員全体が共有できるようになっている。平成18年度からは、教育・学生支援関係の講演会を中心とした東北大学教職員研修も実施されている。

教育補助者については、TAが全学教育科目及び専門教育科目で活用されている。平成16年度の制度改正に伴い、全学教育に関してはTAの配置基準、採用方法が新たに定められるとともに、TAに対する事前研修が義務付けられている。また、その研修内容の報告は、全学教育の各科目委員会委員長等が学務審議会に行うことになっている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生による授業評価結果を、個々の教員の授業内容・方法の改善に結び付け、教育の自己点検・評価に適切に反映している。
- 全学教育に関する教育補助者に関して、TAの質の向上を図るために研修を義務付けている。

【更なる向上が期待される点】

- 卒業生対象のアンケート調査を継続実施して、さらに教育活動の改善に結び付けてゆくことが望まれる。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 18 年度末現在の資産は、固定資産 299,082 百万円、流動資産 34,544 百万円であり、合計 333,626 百万円である。なお、教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎等の資産を有している。

負債については、固定負債 106,362 百万円、流動負債 34,895 百万円であり、合計 141,257 百万円である。なお、負債のうち、文部科学大臣から認可された償還計画に基づき返済している借入金 53,971 百万円であり、その他の負債については、ほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

経常的収入としては、運営費交付金、学生納付金、附属病院収入及び外部資金等で構成されている。

平成 16 年度からの 3 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保されている。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

平成 16 年度から平成 21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、理事・副学長会議、経営協議会及び役員会の議を経て、総長により決定されている。

これらの計画は、大学ウェブサイトで公表されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 18 年度において、経常費用 109,361 百万円、経常収益 111,884 百万円であり、経常利益 2,522 百万円、当期総利益が 2,278 百万円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分に当たっては、人件費（教員人件費、中央枠予算、その他人件費）及び物件費（本部内運営費、総長裁量経費、教育研究基盤経費、事項別既定経費、特別教育研究経費）に区分して、教育研究活動に必要な経費を経営協議会、役員会の議を経て、総長が予算配分方針を決定している。

平成 18 年度においては、戦略的な重点配分経費として、総長のリーダーシップによる柔軟で機動的な法人運営を実現するため、総長裁量経費及び中央枠予算を確保している。

さらに、研究科長等裁量経費等の 10%を留保し、ルール（科学研究費補助金申請率及び大学院博士課程の充足率等）により、教育研究基盤経費等の傾斜配分を行うなど、教育研究活動に必要な経費を配分している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

法令に基づき、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、6年間一般の閲覧に供しなければならないこととなっている。

法令を遵守し、財務諸表について、文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を適切な形で公表するとともに、大学ウェブサイトでも公表している。

また、財務情報について分かり易く解説した「財務レポート」を年次で作成し、広く一般への冊子配付を行っている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査が行われている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき実施されている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施されている。

これらの監査報告書は大学ウェブサイトで公表されている。

内部監査については、独立性を持つ総長直属の監査室を設け、内部監査規程等に基づき、監査室職員が監査を実施し、内部監査結果については総長に対し報告を行っている。

また、年2回程度、監事、会計監査人、監査室、大学代表者との四者による協議会を開催し、相互の情報を共有することにより各監査が効率的、効果的に実施できるよう連携を図っている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

法令に基づく管理運営組織として、総長選考会議（学外者 6 名・学内者 6 名）、重要事項を審議する役員会（7 名）、主に経営面を審議する経営協議会（学外者 15 名・学内者 15 名）、主に教学面を審議する教育研究評議会（学内者 56 名）及び教授会（各学部・研究科等）が設置されている。

事務組織は、各理事・副学長の下に事務を掌理する本部事務機構（9 部 23 課 7 室）が置かれているほか、各学部・研究科等にも事務部が置かれている。各部・課は、管理運営・教育研究を支援するとともに、大学運営にも参画している。

役職員は、総長を補佐して業務を掌理する 7 人の理事と研究・教育等の重要特定事項について全学的立場で総長を補佐し、業務の執行を分担する 8 人の副学長を置き、総長がトップマネジメントを推進する体制をとっている。また、特定の事項について総長を補佐する総長特任補佐と特別の事項について理事・副学長を補佐する総長特別補佐の制度を設け、管理運営組織の充実を図っている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、必要な職員が配置されていると判断する。

- 11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

総長、理事、監事及び副学長からなる理事・副学長会議は、毎週定例的に開催されており、理事・副学長が執行する業務に関する重要事項の協議及び大学運営に関する必要事項の連絡調整が行われている。

役員会は、原則として毎月開催されており、総長のリーダーシップの下で意思決定が行われている。

教育研究評議会、部局長連絡会議等は、回数を限定して開催するとともに、電子メール利用を徹底し、議事要録の事前確認などによる諸手続の簡素化・合理化等を図っている。

また、総長を補佐するため、重要事項の企画立案や総合調整等を行う総長室が設置され、室長（副学長）、総長特任補佐（教員）、経営企画スタッフ（事務職員）が配置されており、役職員・組織間の調整と円滑な運営を図っている。

総長室や理事・副学長の下に置かれた各企画戦略室等からは、理事・副学長会議に提案が行われている。理事・副学長会議で了承されたもののうち、法令に定めのある事項や重要な事項については、役員会また

は教育研究評議会、経営協議会の議を経て実行に移されている。

全学的な委員会については、平成 16 年 4 月の法人化前に比べてその数が約 3 分の 2 になり、合理化・効率化が図られている。

これらのことから、総長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

経営協議会及び役員会には外部の有識者が加わっており、戦略スタッフとして外部有識者が登用され、企画部門に配置されている。平成 18 年度には、外部有識者である特任教授の 1 人から「東北大学の今後のあり方に関する報告書」が提出されている。さらに、平成 18 年 11 月から理事の過半数を学外から登用し、学外の多様な意見を大学の管理運営により強く反映させる体制になっており、青葉山新キャンパス整備事業などについて、さまざまな意見が述べられている。

学生による授業評価アンケート、教育研究環境アンケート、学生生活実態調査、卒業者・修了者に対するアンケート、卒業者・修了者の在籍する企業等に対するアンケートが実施され、その報告書等から学生や社会のニーズを把握し、管理運営の参考にしている。

事務職員のニーズについては、全学の課長・事務長以上の職で構成し、毎月開催する事務連絡会議を活用して、意見交換の機会を設けている。

大学執行部の考えが学部・研究科等の教授会構成員にどのように伝わっているか、監事は教授会に陪席して、その状況を把握し、部局長連絡会議の運営方法に反映させるよう努めている。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事は、国立大学法人法、監査規程及び監事が定めた監査計画等により業務監査を実施しており、また、会計監査法人の報告を受けて、財務諸表及び決算報告書の会計監査を実施している。

平成 16 年度には、監事監査の指摘に基づき、新たなハラスメント防止対策が策定され、平成 17 年度には、個人情報保護・危機管理・広報等に係る監事監査結果が総長及び理事に報告されている。また、平成 18 年度には、ライフサイエンス振興活動状況の監査等、主に研究活動に関する監事監査が実施されている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

独立行政法人国立大学財務・経営センター及び社団法人国立大学協会が主催する各種マネジメント・セミナーには、対象となる役員等管理運営職員が受講している。

また、各種学長会議、理事・副学長会議、事務局長会議、部・課長会議には、対象となる役職員が参加しており、各階層の具体的・実地的な管理・運営等の諸問題に関する研鑽の場となっている。

さらに事務職員に対するさまざまな研修（スタッフ・ディベロップメント（SD））を行い、能力向上に努めている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断す

る。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

当該大学の基本方針は、「東北大学の使命」で明らかにし、中期目標においてその展開を規定し、さらに、2016 年までの 10 年間でその使命を果たすために「東北大学が目指す大学の姿」を定めており、これらはウェブサイトに掲載している。

これらの方針や国立大学法人法に基づき、国立大学法人東北大学組織運営規程など関連の学内規程が整備されており、総長や理事など管理運営に関わる委員や役員に関する規程も定められている。また、これらの規程は、ウェブサイトに掲載されている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画等に関するデータや情報は、大学情報データベース、教務情報システム及び人事情報システム等に蓄積され、中期目標・中期計画や財務諸表等の公表すべき事項はウェブサイトに掲載されており、学内の教職員や学生、一般の人々にも必要と内容に応じてアクセスできるシステムとなっている。

各学部・研究科等及び本部事務機構の各部署で収集されたデータや情報は、可能なものはデータ化されており、大学の構成員が必要に応じて本部事務機構や各部署ごとのウェブサイトを通じてアクセスできるシステムとなっている。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

副学長（大学評価担当）の下に、評価方法の検討、評価の分析及び評価の支援を行うために評価分析室が設置されており、平成 17 年度には、教育、研究、社会貢献等評価に関する「部局評価実施要綱」を策定し、根拠資料に基づく部局自己評価を実施している。

理事・副学長等によるヒアリングも実施し、特に優れた部分については、評価年次報告（Annual report）として、評価分析室のウェブサイトを通じて和文・英文により公開している。平成 18 年度には、前年度に引き続き、主にその後の改善状況等について部局評価を実施している。

財務・運営に関しては、経営協議会及び役員会で点検と評価が行われ、また、中期計画の年度業務実績報告でも自己点検・評価が行われている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が行われていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

部局自己評価は、予め策定された部局評価実施要綱に基づき実施され、平成 17 年度に実施された各部局の自己評価について、特に優れた点が平成 16 年度評価年次報告（和文）及び Annual report2004（英文）において広く一般に公開されている。

平成 18 年度には、理事・副学長会議等が改善状況を書面とヒアリングで確認し、優れた取組は学内のウェブサイトで公開されている。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

各学部・研究科等は、それぞれのサイクルで外部評価を実施し、その結果を報告書として作成し、公表している。卒業生・修了生、就職先のアンケート調査等についても、重要な外部評価資料である。

大学全体としては、国立大学法人評価委員会から、平成 16 年度の業務実績、平成 17 年度の業務実績について評価を受けており、その結果はウェブサイトに公表されている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

平成 16 年度及び 17 年度の中期目標・中期計画に係る年度計画の業務の実績に関わる評価では、国立大学法人評価委員会からの改善すべき点としての指摘はなかったが、大学独自に改善に向けた検討を行っている。

各学部・研究科等では、平成 16 年度に実施した教職員間の適切な役割分担に関する調査・分析等を踏まえ、できる限り多くの教員が教育研究に専念できるよう各種委員会の整理統合を行っている。さらに、学部・研究科等の役割負担軽減を目的とした企画戦略室等を新たに設置し、改善を図っている。

また、平成 17 年度から「監査室」を総長直属組織に変更して監査体制を強化し、同年度には 4 項目について延べ 49 部局の監査、平成 18 年度には、文書決裁、雇用・諸手当認定、ハラスメントの防止、科学研究費補助金の監査及び会計監査の 5 項目について延べ 78 部局の監査が実施されている。また、その監査結果に基づき、関係部局は必要な改善を行っている。

各部局が実施した評価結果については、各部局自身の改善に用いられている。例えば、全学部・研究科等及び附置研究所などを対象とした「教育及び研究」に関する自己点検・評価の結果は予算配分にも反映されている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

（１）大学名 国立大学法人 東北大学

（２）所在地 宮城県仙台市

（３）学部等の構成

学 部	文学部, 教育学部, 法学部, 経済学部, 理学部, 医学部, 歯学部, 薬学部, 工学部, 農学部
研究科等	文学研究科, 教育学研究科, 法学研究科, 経済学研究科, 理学研究科, 医学系研究科, 歯学研究科, 薬学研究科, 工学研究科, 農学研究科, 国際文化研究科, 情報科学研究科, 生命科学系研究科, 環境科学研究科, 教育情報学教育部, 教育情報学研究部
附 置 研究所	金属材料研究所, 加齢医学研究所, 流体科学研究所, 電気通信研究所, 多元物質科学研究所
関 連 施 設	附属図書館, 病院, 東北アジア研究センター, 高等教育開発推進センター, 学術資源研究公開センター, 国際高等研究教育機構, サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター, 未来科学技術共同研究センター, 学際科学国際高等研究センター, 研究教育基盤技術センター, 情報シナジー機構, 産学官連携推進本部, 研究基盤推進本部, 特定領域研究推進支援センター, 環境保全センター, 国際交流センター, 埋蔵文化財調査室, グローバルオペレーションセンター, キャンパス計画室, 先進医工学研究機構

（４）学生数及び教員数（平成19年5月1日現在）

学生数：学部 10,913人, 大学院6,895人

専任教員数： 2,592人

助手数： 68人

2 特徴

（１）東北大学の位置づけと歴史的発展

東北大学は、1907年(明治40年)、東京帝国大学、京都帝国大学に続く3番目の帝国大学として創立された。

設立当初から、高等専門学校、高等師範学校の卒業生にも門戸を開き、さらに1913年(大正2年)には日本の国立大学として初めて3名の女子の入学を許可し、「門戸開放」が東北大学の不動の理念であることを示した。

東北帝国大学は、創立に当たって若き俊秀が教授として集まったこともあり、研究者が独創的な研究成果を次々と生み出しながら、それを学生に対する教育にも生かすという「研究第一主義」の精神が確立された。さらに、戦前からいち早く大学発のベンチャー企業を設立して地域産業の育成を図るなど、世界最先端の研究成果を

社会や人々の日常生活に役立てる「実学尊重」の伝統も育んできた。

（２）東北大学の現況と展望

東北大学は、10 学部、15 大学院研究科等、5 附置研究所、3 専門職大学院に加え、多数の教育研究に関わるセンター等を擁し、その構成員は、教職員約5,000名、学部・大学院学生約17,900名（うち留学生約1,200名）である。

世界をリードする教育・研究拠点を目指す東北大学では、自然科学から人文・社会科学にわたる13の21世紀COEプロジェクトと先進医工学研究機構（TUBERO）のプロジェクトが採択され、それぞれにおいて高い水準の教育・研究活動が展開されている。さらに、これらの実績をもとに、2006年4月には、新たな先端学際融合領域を創生し、将来の世界の学界をリードする人材を養成する目的で、国際高等研究教育院を創設しさらなる発展を目指している。

教育面では、文部科学省が実施している各種大学教育改革支援プログラムにおいて、「特色ある大学教育支援プログラム」3件、「魅力ある大学院教育イニシアティブ」4件、「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」4件、「派遣型高度人材育成協同プラン」1件、「地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成プログラム」1件が採択されている。また、2004年4月に発足した法科大学院、公共政策大学院に加え、2005年度に会計大学院が専門職大学院として設置された。2004年10月には高等教育開発推進センターを設立して全学教育の充実を図り、入学者選抜、就職支援、学生生活支援等でも積極的に改革を進めている。

研究面では、ISI Essential Science Indicator の全22分野を例にとると、材料科学、物理学、化学等の分野で世界的に特に高い水準を一貫して維持しており、これらの分野を中心に広い学問領域で世界最先端の研究成果を生み出している。

東北大学は、2007年に創立100周年を迎え、これまでの100年の伝統を基に、教職員・学生一丸となって、卒業生や広く社会の方々と連携し、世界最高水準の研究・教育拠点としての発展に取り組むとともに、それらを通じて、社会の発展と人類の福祉の実現に貢献するべく、努力を重ねている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1. 東北大学の基本理念・目的

東北大学は、建学以来の伝統である「研究第一」と「門戸開放」の理念を掲げ、「実学尊重」の精神の基に、世界最高水準の研究・教育を創造し、その研究成果を社会が直面する諸問題の解決に役立て、指導的人材を育成することによって、平和で公正な人類社会の実現に貢献することを基本的目的としている。

東北大学は、その使命を果たすために次のような大学になることを目指している。

（１）世界最高水準の総合研究拠点の確立

- ・自然科学，人文科学，社会科学にわたる，幅広い分野において，世界をリードする研究成果を恒常的に創造する。
- ・知識の加速度的集積と知識基盤型社会の要請に応えるために，たえず最適の研究組織の編成を図る。
- ・国内外の主要研究機関との研究ネットワーク連携を整備するとともに，世界的総合研究拠点としての声望評価を確立する。

（２）社会の発展と新たな知の創造を担う指導的人材の養成

- ・教員は，最先端の研究に従事しながら，その成果を教育に反映させる。
- ・すべての授業を「世界最高水準の教育拠点」にふさわしい内容と方法で提供する。
- ・新たな知の創造に必要な基礎知識と社会の指導者としての責任意識を涵養する教育を実施する。
- ・高度の国際性，専門知識，応用能力を備えた高度専門職業人を養成する教育プログラムと組織を整備発展させる。

（３）世界と地域への貢献

- ・研究成果を社会に普及させ，指導的人材を社会に送り出すことによって，人類社会及び地域社会の発展に寄与する。
- ・資質と意欲があれば，誰もが，国籍・人種・性別・年齢・宗教・社会的階層等に関わりなく，平等に，学生・職員として受け入れられる機会を与える。
- ・「実学尊重」の伝統を踏まえて，産学連携を推進し，サイエンスパークを整備する。
- ・市民を対象にした教育や，専門知識を活用する相談サービス等の提供を，質・量ともに飛躍的に充実させる。
- ・キャンパスを市民との共生の場として開放するとともに，大学所蔵の図書・学術資料・施設等の知的資源・財産の社会的有効活用を図る。

（４）世界最高水準の研究・教育拠点にふさわしい文化・環境・経営体制の整備

- ・世界最高水準の研究・教育を活性化するような学内の文化を保持・発展させる。
- ・キャンパスの景観の美的統一と自然環境との調和を図り，知的創造活動にふさわしい雰囲気を醸成する。
- ・世界最高水準の研究・教育活動を柔軟且つ機動的に展開するのに必要な施設，人的・物的・財政的基盤及び経営体制を整える。

2. 東北大学が養成しようとする人材像とその実現方策

社会の指導的・中核的人材の養成を行うことを目指し，第一線で研究に従事する教員が，共通基盤教育をはじめ学部専門教育，大学院教育を行い，あわせて健全な課外活動を育成し，豊かな教養と人間性を追求し，「科学する心」をもつ行動力ある人材を育てる。

- (1) 学士課程では，基礎的な専門知識と語学・情報の活用力を備え国際社会で活躍できる人材を養成する。
- (2) 大学院課程では，世界水準の研究を理解し，これに新たな知見を加えることができる研究者を養成する一方，高度の専門的・実用的知識をもった高度専門職業人を養成する。

3. 各学部・研究科等の教育目的

各学部・研究科等は，全学の教育目的を基礎にして，さらにそれぞれの特性に応じた教育目的を設定して教育を展開している。これらは各学部，研究科等のホームページや学生便覧等で公開している。

以下，典型的な学部，研究科の教育目的を例示する。

文学部	現代世界が直面する複雑で困難な諸課題は，科学技術のみで解決を図ることは難しく，何よりも人間性への深い洞察に根ざした人文社会科学的知見を必要としている。 そうした社会的要請に応え，人間性に対する鋭敏な感受性と現実社会に対する透徹した認識とを基
-----	---

	盤に、国際社会の発展に積極的に貢献しうる、知性と行動力をもった人材の養成を目指す。
教 育 学 部	理論的基礎に支えられた専門的知識と分析力を備え、現在社会が抱える教育の諸問題を総合的かつ系統的に把握し、その解決を具体的に推進しうる人材を養成する。 学校教育にとどまらず、家庭教育・社会教育など教育に関する幅広い見識と深い洞察力を有し、さらには課題解決に向けての企画・実践能力を備えた人材の養成を目的とする。
法学部	法学・政治学に関する正確な基礎知識を身に付け、鋭い正義感覚と幅広い視野から社会に伏在する諸問題を発見・分析し、その解決に努めることをもって、良き社会の実現に貢献する人材、すなわち「法政ジェネラリスト」の人材の養成を目指す。
理学部	理学の基礎知識を修得し、大学院で高度の教育を受ける能力を持つ人材及び理学の基礎知識を活用し社会の広い分野において主導的役割を果たす人材を育成することを目的とする。
医学部	(医学科) 教員と学生相互の協調による強固な教育基盤の構築と、医学・生命科学の根元を解明する研究及び教育の実践により、豊かな人間性と旺盛な探求心を育み、人類の健康と福祉に貢献する指導的高度専門職業人を育成することを目的とする。 (保健学科) 人命を尊重し、豊かな人間性を持ち実践力を備え、人間としての生活の質 (Quality of Life) の向上を大切にする医療人を育成することを目的とする。
工学部	人間と自然に対する広い視野と深い知識を基本としつつ、自ら考えて行動し、21世紀の科学技術の発展と革新を担うことができる、創造性豊かな人材を育成する。 そして、工学の本来の目的である「人類福祉への貢献」、すなわち、基礎科学を基に、競争的協調を通じて人間の生活を豊かにするための応用科学・技術の探求を行いうる人材を養成する。
文 学 研究科	人文社会科学を構成する各専門分野の研究を通じて、人類文化の知的遺産を確実に継承するとともに、その創造的発展に積極的に寄与しうる研究者及び高度な専門的職業人を育成することである。 そのような人材は、各専門分野における先端的な研究能力を修得するのみならず、幅広い学際的視野と卓越した国際的発信能力を備えていなければならない。 人間の精神活動や社会活動への深い洞察に基づいて異質の文化を理解し、高度の専門的知識を生かすことによって国際貢献をなしうる人材の養成を目指す。
教育学研究科	教育に関する高度な専門的知識・技術とそれらを支える理論的基礎を有し、社会的ニーズを敏感に察知するとともに、自ら問題を発見し、教育に関する諸問題の解決を具体的に推進しうる人材の養成を目指す。 特定の領域に関する専門的知識に加え、学際的な知識を駆使し、現代の教育問題の具体的解決につながりうる諸々の技術を同時に備えた人材；一時的な対症療法的アプローチではなく理論的基礎に支えられたアプローチと新たな理論を創造しうる人材の養成；社会的ニーズを敏感に察知し、理論的基礎に支えられた高度な専門的知識を適用しさらには、社会的には十分に認識されていない諸問題を発見し、その解決を推進する能力を備えた人材；を養成する。
法 学 研究科	法政理論研究専攻（研究大学院）では、社会をリードする卓越した知的人材の育成を図る。 すなわち、不断に高度化し複雑化する現代社会、さらに近年グローバル化の進展の著しい国際社会の中で、日々新たに生起するさまざまな法的・政治的問題に対し、基礎的・学問的な視点と先端的・学際的な視点の両者から鋭く分析のメスを加え、その成果をもとに、法科大学院や公共政策大学院に新たな独創的知見を提供する人材を育成する。
理 学 研究科	自然の真理を解き明かす自然科学の創造と発展を推進し、人類の自然についての知識を豊かにするとともに、社会の進歩への貢献及び国際的研究環境下で先端理学研究を先導できる質の高い人材を育成することを目的とする。
医学系研究科	以下の人材を育成することを目的とする。 ・学問に対する強い探究心を持ち、常に目的意識を持って医学領域の諸問題の解決に挑戦して問題解決を成し遂げることができるのみならず、問題を発見することができる人材 ・最先端の専門的知識を備え、世界水準の研究を理解するとともに、新たな発想に基づき、未知・未踏の研究課題に取り組む創造力と行動力のある人材 ・外国人や社会人に対する門戸を開放し、国内外で幅広く活躍できる人材 ・国際的視野と幅広い教養と豊かな感性に支えられた倫理性を持ち、かつ、高度な専門的知識の実践により、健全なる地域社会と国際社会の形成に貢献する人材
工 学 研究科	博士前期課程では、研究を遂行する上で必要な幅広い基礎学力を習得し、研究課題を独自の発想により展開させ、論文としてまとめて学会にて発表する能力を備えるとともに、広い視野に立って、専門分野における研究能力、或いは研究・技術指導のための基本的能力と高度技術を備えた人材を育てる。 後期課程では、社会的ニーズを視野に入れて研究課題を開拓し、独自の発想からその課題を展開させ、国際水準の論文をまとめて国際会議にて発表する能力を有するとともに、研究経験をもとに関連の専門分野においても主体的に研究が遂行できるだけでなく、将来とも自己啓発をしながらリーダーとして広い視野に立って研究を指導できる人材を育てる。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

東北大学の創立以来の伝統である「研究第一主義」「門戸開放」「実学主義」を基本にした「東北大学の理念」は、東北大学の歴史と現状を踏まえて進むべき明確な指針となっている。

中期目標では、大学の目標として、

1. 教育目標・教育理念－「指導的人材の養成」
2. 使命－「研究センター大学」
3. 基本方針－「世界と地域に開かれた大学」

を掲げ、本学の研究教育の基本方針を明らかにするとともに、学部卒業生及び大学院修了者が身に付ける素養の目標も明確にしている。

東北大学の目的は、東北大学が発行する各種広報冊子、ホームページ等を通じて学生を含めた学内構成員とともに、社会に広く公表されている。

学内構成員への周知では、① 新規採用教員を対象とした新任教員研修では、総長等から大学の目標達成のために果たすべき教員の役割を中心に、② 教育・学生支援担当職員を対象とした職員研修では、理事・副学長から中期目標等の遂行に必要な知識を中心に、③ 新入生オリエンテーションでは、学部長等から大学・学部の目的や養成しようとする人材像を中心に、それぞれ具体的な説明がなされており、東北大学の目的の理解を深める場として機能している。

また、教育研究の国際化に対応できるよう、英語版の広報冊子を作成し、国際交流協定校、海外の研究教育機関等へ配付するとともに、ホームページには英語に加えて中国語及びフランス語による掲載も行っている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学の教育組織は、人文社会科学から自然科学までの幅広い分野をカバーする、学士課程の 10 の学部と、大学院課程の 15 の研究科等（教育部）から構成されており、全国的な研究所・センター等も数多く備えた、我が国でも有数の国立大学法人の総合大学である。

学士課程は、文学部、教育学部、法学部、経済学部、理学部、医学部、歯学部、薬学部、工学部及び農学部の 10 の学部が 24 の学科によって構成されており、大学院課程は、文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、理学研究科、医学系研究科、歯学研究科、薬学研究科、工学研究科、農学研究科、国際文化研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、環境科学研究科及び教育情報学教育部の 14 研究科・1 教育部が、54 の専攻（法科大学院、公共政策大学院及び会計大学院の三つの専門職大学院課程を含む。）によって構成されている。

各学部・研究科等は、本学の基本理念に対応した教育研究目的を掲げ、全体として本学の基本理念を実現するための教育研究活動を推進している。

教養教育は、全学的な責任体制の下で「全学教育」という形で実施されており、教養教育は全学の教員が担当するという原則のもとで、各学部・研究科等が分担する体制を確立している。

さらに、本学には附置研究所として金属材料研究所、加齢医学研究所、流体科学研究所、電気通信研究所、多元物質科学研究所が設置されている。また、学内共同教育研究施設と位置付けられる全学的なセンター等として、東北アジア研究センター、高等教育開発推進センター、学術資源研究公開センター、国際高等研究教育機構、サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター、未来科学技術共同研究センター、学際科学国際高等研究センター、研究教育基盤技術センター及び情報シナジー機構が設置されており、各研究所、センター等の活動はそれぞれの特性に応じて本学の基本理念である「研究センター大学」、「世界と地域に開かれた大学」、「指導的

人材の育成」に貢献している。

教育活動に係る重要事項を審議するための組織として、15 研究科等、10 学部及び5 研究所には教授会が設けられており、必要な活動を行っている。

また、大学全体の教育課程について審議することを任務とする学務審議会とともに、学部・研究科等の教育課程や教育方法等を検討することを任務とする教務委員会等が設置されており、いずれも実質的な活動を行っている。

基準3 教員及び教育支援者

全学的な教員組織編制のための基本方針を有しており、それに基づいた教員組織編制が各学部・研究科等においてなされている。学校教育法改正によって教員組織編制の自由度が増えたため、これに対応した分野ごとの教員組織編制の見直しが平成 22 年度を目処に行われることになっており、改善のための施策もとられている。

教員数は、学部及び大学院課程の双方において設置基準を十分に上回って確保されており、教育課程の遂行には全く問題が無い。

ほぼ全ての学部・研究科等は任期制及び公募制となっており、教育活動表彰制度、サバティカル等の導入により、教員組織は常に活性化されている。また、性別のバランス是正のための様々な取組も積極的に行われている。

教員の採用基準及び昇格基準は全学的に明確に定められており、教員の採用時に必要な教育及び研究の指導能力は提出文書及び面接等によって適切に評価されている。

教員の教育活動は、学生による授業評価、教員の個人評価などによって定期的に評価されており、その評価結果は学部及び研究科の評価分析室等を通じて、個々の教員にフィードバックされ授業改善に生かされている。また、学生アンケートの有用性を教員のアンケートから把握している学部もあり、より積極的な授業改善のための教員研修（FD）等は、大学として実施する以外に学部・研究科等としての取組も行われている。

各教員は、教育の目的を達成するための基礎として、教育内容と関連する分野において研究活動を行っており、とりわけ大学院教育においては、最先端の研究活動を行う中で将来の研究者となり得る人材の育成に取り組んでいる。研究活動の状況は研究者データベースにより公開されており、シラバスと照合することができる。

事務職員は、全学部・研究科等において適切に配置されており、図書館職員・技術支援者は分野ごとの役割に応じて適切に配置されている。TA等の教育補助者の活用も全学部・研究科等において行われている。

基準4 学生の受入

東北大学の基本理念、教育目的に沿って全学共通のアドミッション・ポリシーが明確に定められているとともに、これに基づき、学部、大学院、それぞれの課程ごとに、より具体的なアドミッション・ポリシーが定められている。

各学部の具体的なアドミッション・ポリシーを含む大学のアドミッション・ポリシーは、毎年7月に公表する入学者選抜要領、ホームページ等より周知されている。

各学部・大学院は、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生を受け入れるために、多様な入試方法を採用している。

学部学生の受入では、一般選抜入学試験の他に、アドミッションズ・オフィス入学試験（AO入試）のⅠ期、Ⅱ期、Ⅲ期、Ⅳ期、特別選抜（推薦入学Ⅰ、私費外国人留学生、帰国子女）を実施し、学力試験による選抜に加え、推薦書、調査書、小論文及び面接による選抜を行っている。

さらに、文学部、教育学部、経済学部、理学部、医学部保健学科、工学部では編入学試験を実施し、多様な

資質を有する者の受入れによる活性化を図っている。

大学院学生の受入では、一般選抜入学試験の他に、推薦入学、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜を行っている。

学部学生の入学選抜については、試験問題の作成から合格者の決定まで、入学試験審議会の下に実施組織を構築し、また、大学院学生の入学選抜実施については、各研究科の入試実施委員会が学部入試同様の体制で実施しており、意思決定のプロセス及び責任体制も明確であり、公正な入学選抜ができる実施体制となっている。

入学手続きが入学定員に満たない場合には、学部学生については追加合格を行って入学定員を確保し、大学院学生については2次募集を実施しており、学部、大学院の実入学人数は、入学定員を大幅に超えたり、又は大幅に下回る状況ではなく、適正である。

基準5 教育内容及び方法

学士課程、大学院課程及び専門職学位課程を通じて、教育の目的や学位の種類に応じて教育課程は体系的に編成されており、授業内容は教員の研究の成果を反映し、教育課程の趣旨に沿ったものとなっている。

学士課程の授業科目は、全学教育科目と専門教育科目から構成され、各学問領域を体系的に履修できるように適切に配置されている。教育課程は、学生のニーズ、学術の発展動向、及び社会の要請などに対応するとともに、実習や少人数教育など多様な授業形態をバランスよく配置している。また、履修モデルの設定や履修単位の上限定額など単位の実質化への配慮もなされている。

大学院課程及び専門職学位課程においては、当該学問分野や職業分野の動向や要請に特に配慮し、講義科目、実習科目、演習科目及び学位論文作成のための研究を適切に配置した教育課程を編成している。さらに、大学共通の基準により全学部・研究科においてシラバスが作成され、授業の予習復習などに活用されている。

学生の自主学習を支援するために、教室やコンピューター設備を学生に開放し、附属図書館の夜間、週末及び長期休暇中の開館時間を延長する措置を実施している。また、学士課程ではクラス担任やアドバイザー等を採用し、基礎学力の不足している学生への支援体制も確立している。

大学院課程においては複数の教員による研究指導体制が確立し、個々の学位論文提出者に対して主査及び副査からなる学位論文審査委員会を設けて厳正な審査が行われ、学位規定に基づいて学位が授与されている。

学部通則及び大学院通則に基づき、各学部・大学院等はその教育目的に応じて成績評価基準や卒業認定基準が定められ、学生便覧に明記するとともに、履修ガイダンス時に説明して学生に周知している。これらの成績評価や卒業認定に当たっては、成績分布図の作成、合議制の採用、卒論・学位論文の公開発表会の実施など、種々の方策を通じて公正厳正な判定を追求しており、最終的には教授会が判定を行っている。また、自らの成績評価や卒業認定について、学生は不服を申し立てることが保証されている。

基準6 教育の成果

本学は「指導的人材の養成」という大学全体の教育目標に即して、各学部が課程に応じて教育目標と人材像を明らかにする取組を行っており、その達成状況を検証・評価する手段として、在学生、教員、卒業者、企業等の意見を調査する取組を実施している。

学部教育において学生が身に付ける学力や資質・能力については、単位取得、卒業状況などから判断して、高度で専門的な知識と素養を身に付けさせ、大学院教育のための前提となる専門的知識を持った人材育成という目的は果たされており、教育の成果は上がっている。

大学が意図する教育に対する学生の判断については、全学教育科目並びに各学部専門科目の授業評価では、授業内容や方法に関する各設問に対する平均値は5段階評価で 3.5～4 の評価を得ており、学生は大学の意図

する教育の効果があつたと判断していることいえる。全学教育カリキュラム全体に関する評価においても、各科目群の効果、有意義性について「有意義」、「どちらかといえば有意義」があわせて6割に達した科目群がほとんどであった。

学部卒業者の進路に関しては、大学院進学者の多さ、就職先の幅広さなどは妥当な結果であり、学部卒業生の進路から見た大学教育の効果は十分に上がっていると判断する。

さらに、卒業生・修了生及び就職先関係者などに対するアンケート調査から見ても、本学の教育の成果は十分に上がっていると判断する。

基準7 学生支援等

本学においては、授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスを学部・大学院ともに年度当初に適切に実施している。また、オフィスアワー、担任制、メールによる相談など、学習相談や助言を行う多様な方法を採用し、適切に実施している。

学習支援に関する学生のニーズの把握は、全学的なニーズ調査、学生相談所による補習支援の他、各学部・研究科等においても相談室の設置、教員との懇談、アンケート、メーリングリストなど多様な方法によって適切に行っている。また、留学生については、チューター制、入学料・授業料の減免措置による人的支援や経済的支援を行っており、障害のある学生に対してはケース毎に学部・学科がバリアフリー化、介護者の雇用、機器の整備等の対応をしており、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援を実施している。

自主的学習環境（自習室、懇談室、コンピュータ実習室、大学院生室及び図書館等）が十分に整備され、効果的に利用されている。学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう、施設設備の維持管理など支援が適切に行われている。

学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談などのために、必要な相談・助言体制（保健管理センター、学生相談所、ハラスメント全学学生相談窓口、キャリア支援センターなど）が全学的に整備され、機能している。大学として「学生生活実態調査」を実施し、大学のホームページ内に「学生の声」という投書のためのページを設け、学部・研究科等では、調査・意見箱の設置・メーリングリストの構築・学生、院生との会見など、方法を工夫して、適切に学生の生活支援に関するニーズを把握している。

生活支援の実施については、留学生の場合には、チューター制度、入学料・授業料の減免措置制度、奨学金制度を適用可能にし、規程によって適切に支援を行っている。

障害のある学生に対する生活支援は、ケースに応じた対応をしており、必要な生活環境の整備、介護者の雇用など、適切な支援を行っている。

基準8 施設・設備

本学では、「東北大学新キャンパス構想」に基づき、知的創造活動や知的資源の継承にふさわしいキャンパス環境を創造し、新しい時代に対応した学術文化拠点づくりを進めており、本学の施設・設備は、大学設置基準に準拠し計画的に整備され、有効に活用されている。

施設の整備計画・運用については、施設整備・運用委員会等により組織的な施設整備計画及び管理・運用を行っており、施設の有効活用を促進し教育研究活動の一層の活性化を図るため、「共同利用スペース整備規程」に基づき、共同利用スペースを確保するなど効率的な施設の運用を図っている。また、老朽施設・設備については計画的な改修・更新を図ることとともに、バリアフリー化を推進するなど安全・安心な教育・研究環境の整備に努めている。

なお、青葉山新キャンパスについては、本学の財産処分収入を財源として、自己資金を最大限に活用し、施

設整備費補助金のみによらない新たな整備手法による整備計画を実施している。

体育施設、講義室、演習室、情報処理学習施設、語学学習施設、図書館等の学生が使用する施設・設備については、学生便覧や学生生活案内に利用内規や利用方法が掲載され、ホームページでも周知されている。

なお、新キャンパスは、運営費交付金や施設整備費補助金によらない新たな整備手法として、片平地区の南ブロック及び雨宮地区等の処分収入等を財源とする整備手法により、具体的に計画が進行している。

情報ネットワークについては、教職員のみならず学生も利用しやすい環境が整備されており、情報シナジー機構、附属図書館、高等教育開発推進センター、情報部等の組織が有機的に連携し、保守整備やセキュリティ管理が機能的に適切に行われている。また、市内に分散するキャンパスは高速ネットワークで結ばれており、良く整備されている。

図書、学術雑誌等の教育研究上必要な資料については、学術図書・電子ジャーナル等は系統的に整備され、有効に活用されている。

また、学生用図書選書委員会を設置し、シラバスに掲載された図書を優先的に購入するといった、きめ細かな図書の整備も図られており、さらに、図書館スタッフの積極的参加により、情報リテラシー教育の一環として「利用者マニュアル」の作成が行われている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育状況の活動実態を示すデータや資料に関しては、本学全体の「教務情報システム」「大学情報データベース」のもとで教育関係項目として関連データを収集・蓄積している。

学生の意見の聴取は、「学生による授業評価」「意見箱」「カリキュラムアンケート」など様々な形で継続的に行われており、教育の自己点検・評価に適切な形で反映されている。個別授業科目に関する「学生による授業評価」を継続的に実施し、その結果を担当する科目委員会の自己点検作業に活かすとともに、教育課程全体と授業環境に関しても学生からの意見聴取を行って、全学教育全体の自己点検資料を作成していることが優れている。

学外関係者の意見聴取に関しては、各学部・研究科等で外部評価の実施を通して学外の意見を教育改善に反映させており、大学全体として就職先調査と卒業生（修了生）調査を行い、教育活動の自己点検評価に反映させる取組を平成 17 年度より開始したが、大学全体の組織的取組としては最初のものであり、今後、継続的に実施して本学の教育活動の改善に結び付けていく必要がある。

評価結果を教育の質の向上、改善に結びつけるシステムに関しては、本学独自の学内評価体制が確立しており、部局自己評価と評価結果のフィードバックによる教育改善が進められている。

学生による授業評価の結果が確実に個々の教員の授業内容・方法の改善に結びつくフィードバックシステムを採っており、個々の教員は、「学生による授業評価」の結果に基づいて、質の向上を図るとともに、授業内容、教材等の継続的な改善を行っている。

F D受講後の研修評価に関する教員アンケートには、自らの教育改善にとりくむ具体的な表明がなされており、F Dは参加教員の教育に対する意識向上や授業の改善をもたらす重要な起点を形成している。よって、F Dについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断できる。

さらに、教育支援者や教育補助者に対して、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされている。

基準 10 財務

中期目標に掲げる「指導的人材の養成」「研究中心大学」「世界と地域に開かれた大学」の 3 つの目標に基づき、独創的な研究を基盤とした高等教育を推進してきた。これを支えるための確固たる財務基盤を構築するこ

とが重要であり、本学の主要自主財源である授業料収入及び病院収入、近年益々重要度を増している外部資金について増収のための諸方策を講じており、その結果安定的な財務基盤の確保が行われている。

戦略的な重点配分経費としては、総長のリーダーシップによる柔軟で機動的な法人運営を実現するため、総長裁量経費及び中央枠予算を確保し、経営協議会及び役員会の意見を聞くなどして総長が決定し、重点的配分をしている。

これら経費を財源として実施された教育研究活動については、財務諸表等の財務データに集約され、法に基づき官報に公示するとともに大学のホームページ等へ掲載し適切な形で公開を行っている。

また、監査については、監事監査、会計監査人による監査、監査室による内部監査が計画的に実施されており、財務の適正を確保するための十分な体制を整え適正に実施している。

基準 11 管理運営

管理運営組織として、役員会、理事・副学長会議を置き、会議は定期的に総長が主宰し、情報の共有や課題の整理、重要事項の審議をし、迅速で効果的な意思決定を行っている。また、理事・副学長は総長のリーダーシップの下に職務を分担・執行しており、適切に機能している。

事務組織は、本部事務機構のほか各学部・研究科等に事務部が置かれ、大学運営の企画立案に参画するとともに、教育研究の支援業務を行う職員を必要数配置している。

学生、教員、事務職員や学外関係者のニーズ把握には、関係委員会による学生との直接対話、学生、就職先企業へのアンケート調査、教授会、部局長連絡会議、経営協議会の学外委員、外部有識者の特任教授を通じて学内外の意見を収集し、これを管理運営に反映させている。

監事は、監査規程、監事監査計画等に基づき、業務監査を適切に実施しており、大学は監事の指摘を受けた事項の改善を図るなど適切に機能している。

理事や管理運営職員は、他大学理事との担当職務の会議への参加や、関係の各種マネジメントセミナーを受講により、組織的に資質向上の取組を図っている。

管理運営方針は、「東北大学の使命」、「東北大学が目指す大学の姿」として明確に定め、ホームページに掲載し、学内外に公表している。これらの方針や国立大学法人法の規定に基づき、各種学内規程や要項を制定している。

中期目標・中期計画・年度計画、大学の概要、教員研究活動状況等は、ホームページに掲載するとともに、大学情報データベースを構築して本学の諸活動のデータを蓄積し、大学構成員がそれぞれの権限に応じた情報を入手できるシステムを整備している。

総長、理事、副学長によるヒアリングも採り入れた部局自己評価を実施し、優れている取組については、ホームページで公開した。評価結果は、フィードバックされ、改善事項については次期自己評価の際にその進捗状況の提出を求めており、評価結果は予算配分等にも反映されている。

外部評価は、国立大学法人評価委員会によって、中期計画に基づく年度計画を毎年度評価されている。

iv 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200803/daigaku/jiko_tohoku_d200803.pdf

v 自己評価書に添付された資料一覧

基 準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	資料1-2-1-1	東北大学 Annual Review2006 (和文)
	資料1-2-1-1	Tohoku University Annual Review 2006 (英文)
	資料1-2-1-2	東北大学概要 2006 (和文)
	資料1-2-1-2	Tohoku University Fact Book 2006 (英文)
基準3	資料3-1-6-1	教員の任期に関する規程
	資料3-2-2-1	「学生による授業評価」実施状況の調査と新たな「授業評価改善システム」構築に向けてー報告と提言ー平成18年3月 (東北大学高等教育開発推進センター)
	資料3-2-2-2	平成17年度学生による授業評価アンケート実施結果報告書 (平成18年3月) (東北大学学務審議会評価改善委員会)
基準4	資料4-2-1-1	平成20年度入学者選抜要項
基準5	資料5-1-1-1	全学教育科目履修の手引き (シラバス)・各学部学生便覧
	資料5-2-2-1	シラバス
	資料5-3-2-1	平成18年度全学教育科目成績分布図 (平成19年5月東北大学学務審議会評価改善委員会)
	資料5-4-1-1	東北大学大学院通則
	資料5-11-2-1	平成18年度東北大学法科大学院科目別評価分布資料
基準6	資料6-1-1-1	「全学教育のカリキュラムと授業環境に関するアンケート報告書」平成18年6月 (平成17年度東北大学学務審議会評価改善委員会)
	資料6-1-1-2	「卒後10年の経験から見た東北大学の教育・東北大学の教育に関する卒業・修了者調査」報告書 2007年3月 (東北大学キャリア支援センター)
	資料6-1-1-3	「東北大学の卒業生評価に関する調査」報告書 2006年12月 (東北大学キャリア支援センター)
	資料6-1-3-1	全学教育のカリキュラムと授業環境に関するアンケート調査実施報告書平成17年3月
基準7	資料7-1-5-1	チューター制度実施要項
	資料7-2-1-1	図書館利用案内
	資料7-2-2-1	学生生活案内2007
	資料7-2-2-1	学友会及び所属クラブ
	資料7-2-2-2	在学生の方へ
	資料7-3-1-1	学生相談所利用案内
	資料7-3-2-1	平成17年度学生生活実態調査票、東北大学生の生活ー平成17年度《東北大学学生生活実態調査》のまとめ
	資料7-3-2-2	「学生の声」への投書について、東北大学ホームページ 学生の声実施要項
	資料7-3-3-1	留学生課ホームページ
	資料7-3-3-1	留学生ハンドブック (URL掲載)
	資料7-3-3-2	留学生の奨学金制度一覧
	資料7-3-4-1	東北大学における入学料の免除及び徴収猶予に関する取扱規程
	資料7-3-4-2	東北大学学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取り扱いに関する規程

東北大学

基準 8	資料 8-1-1-1	東北大学概要 2006 (和文) 施設所在地一覧
	資料 8-1-1-2	東北大学概要 2006 (和文) 土地・建物
	資料 8-1-1-3	東北大学概要 2006 (和文) 建物配置図
	資料 8-1-1-3	(片 平)
	資料 8-1-1-3	(川 内)
	資料 8-1-1-3	(青葉山)
	資料 8-1-1-3	(星 陵)
	資料 8-1-1-3	(雨 宮)
	資料 8-1-1-4	東北大学概要 2006 (和文) 附属図書館
	資料 8-1-1-5	東北大学新キャンパス構想
	資料 8-1-2-1	「コンピュータネットワーク安全・倫理に関するガイドライン」
	資料 8-1-3-1	川渡共同センター
	資料 8-1-3-2	課外活動施設
	資料 8-2-1-1	図書館概要
基準 9	資料 9-1-4-1	「東北大学の評価体制」(評価分析室情報ホームページ)
	資料 9-2-1-1	第 13 回東北大学全学教育教官研修 (FD) ワークショップ報告書 平成 18 年 3 月 (東北大学学務審議会・高等教育開発推進センター)
	資料 9-2-1-2	全学教育改善のための意識・実態調査報告書 (平成 16 年 3 月) (東北大学全学教育審議会評価委員会)
	資料 9-2-1-3	東北大学の FD 実施状況と展望 (平成 19 年 3 月) (東北大学高等教育開発推進センター)
	資料 9-2-2-2	文部科学省特別教育研究経費プロジェクト「国際連携を活かした高等教育システムの構築」(中間報告書Ⅱ) 研修資料集 2007 年 3 月 (東北大学高等教育開発推進センター)
	資料 9-2-3-1	文部科学省特別教育研究経費プロジェクト「国際連携を活かした高等教育システムの構築」中間報告書 研修資料集 2006 年 3 月 (東北大学高等教育開発推進センター)
	資料 9-2-3-2	平成 18 年度奇数セメスター全学教育科目 TA 研修等実施状況について (まとめ)
	資料 9-2-3-2	平成 18 年度後期セメスター全学教育科目 TA 研修等実施状況について (まとめ)
基準 10	資料 10-1-1-1	貸借対照表 (平成 17 事業年度財務諸表 1 ページ)
	資料 10-1-1-1	貸借対照表 (平成 16 事業年度財務諸表 1 ページ)
	資料 10-1-2-1	平成 18 年度予算の概要
	資料 10-1-2-2	授業料等収入実績額調
	資料 10-1-2-3	授業料等について
	資料 10-1-2-4	競争的研究資金等相談室
	資料 10-1-2-5	平成 15～18 年度外部資金等受入状況
	資料 10-2-1-1	中期目標, 中期計画, 年度計画ホームページ掲載状況
	資料 10-2-2-1	損益計算書 (平成 17 事業年度財務諸表 4 ページ)
	資料 10-2-3-1	平成 18 年度物件費配分額 (対 17 年度)
	資料 10-2-3-2	平成 17 年度以降の教員人件費について
	資料 10-2-3-2	平成 17 年度本学教員人件費配分スキーム
	資料 10-2-3-3	国立大学法人東北大学の「総長裁量経費」の方針

	資料 10-2-3-3	平成 18 年度総長裁量経費のイメージ
	資料 10-2-3-3	平成 18 年度総長裁量経費の概要について
	資料 10-2-3-4	18 年度中央枠予算執行見込額調【対 17 年度決算】
	資料 10-2-3-5	平成 18 年度研究科長等裁量経費の部局傾斜配分のための評価指標（案）
	資料 10-2-3-5	平成 18 年度研究科長等裁量経費傾斜配分額一覧表
	資料 10-2-3-5	傾斜配分財源比較表
	資料 10-3-1-1	東北大学財務レポート 2006
	資料 10-3-1-1	東北大学財務レポート 2006（リーフレット版）
	資料 10-3-2-1	国立大学法人東北大学監事監査規程
	資料 10-3-2-2	平成 18 年度監事監査計画書
	資料 10-3-2-2	平成 17 年度監事監査報告書（抜粋）
	資料 10-3-2-2	平成 17 年度財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書
	資料 10-3-2-2	監査契約書（平成 18 年度分）、独立監査人の監査報告書（平成 17 年度）
	資料 10-3-2-3	国立大学法人東北大学内部監査規程
	資料 10-3-2-5	平成 18 年度内部監査基本計画書
	資料 10-3-2-5	外部研究資金の獲得・執行状況に関する内部監査報告について（抜粋）
	資料 10-3-2-5	会計監査に関する内部監査報告について（抜粋）
基準 11	資料 11-1-1-1	役職員一覧
	資料 11-1-1-2	総長選考会議委員名簿
	資料 11-1-1-3	国立大学法人東北大学の運営組織（機構図ホームページ）
	資料 11-1-1-4	本部事務機構図
	資料 11-1-1-5	国立大学法人東北大学事務組織規程
	資料 11-1-1-6	役職員数
	資料 11-1-2-1	国立大学法人東北大学組織運営規程
	資料 11-1-2-2	国立大学法人東北大学理事・副学長会議設置要項
	資料 11-1-2-3	国立大学法人東北大学役員会規程
	資料 11-1-2-4	国立大学法人東北大学総長選考会議規程
	資料 11-1-2-5	国立大学法人東北大学経営協議会規程
	資料 11-1-2-6	国立大学法人東北大学教育研究評議会規程
	資料 11-1-2-7	国立大学法人東北大学部局長連絡会議規程
	資料 11-1-2-8	国立大学法人総長室規程
	資料 11-1-2-9	総長室会議設置内規
	資料 11-1-3-1	戦略スタッフ名簿
	資料 11-1-3-2	事務系選考採用者名簿
	資料 11-1-3-3	キーノート報告書
	資料 11-1-5-1	管理運営職員の研修受講状況（平成 17 年度）
	資料 11-1-5-2	管理運営職員の会議状況
	資料 11-2-1-1	東北大学の使命と目標
	資料 11-2-1-2	国立大学法人東北大学中期目標

東北大学

資料 11-2-1-3	国立大学法人東北大学における総長候補者の選考及び総長解任の申出に関する規程
資料 11-2-1-4	国立大学法人東北大学理事に関する規程
資料 11-2-1-5	国立大学法人東北大学副学長に関する規程
資料 11-2-1-6	国立大学法人東北大学総長特任補佐に関する規程
資料 11-2-1-7	国立大学法人東北大学総長特別補佐に関する規程
資料 11-2-1-8	国立大学法人東北大学特任教授及び特任助教授に関する要項
資料 11-2-1-9	国立大学法人東北大学戦略スタッフ制度に関する要項
資料 11-2-1-10	平成 17 年度国立大学法人東北大学戦略スタッフ制度の運用について
資料 11-2-2-1	国立大学法人東北大学ホームページトップ（教職員の方へ）
資料 11-2-2-2	東北大学本部事務機構ホームページ
資料 11-2-2-3	東北大学情報データベースシステム
資料 11-3-1-1	国立大学法人東北大学評価分析室設置要項
資料 11-3-1-2	評価分析室室員名簿
資料 11-3-1-3	部局自己評価実施要綱
資料 11-3-1-4	平成 16 年度評価年次報告（和文・英文）ホームページ
資料 11-3-1-4	平成 16 年度評価年次報告（和文・英文）ホームページ
資料 11-3-1-5	平成 18 年度評価年次報告ホームページ
資料 11-3-1-6	部局自己評価報告書（ホームページ掲載例）
資料 11-3-3-1	平成 17 事業年度に係る業務の実績に関する報告書
資料 11-3-3-2	国立大学法人東北大学の平成 17 年度に係る業務の実績に関する評価結果
資料 11-3-4-1	平成 17 年度内部監査報告書（抜粋）
資料 11-3-4-2	平成 18 年度内部監査報告書（抜粋）